# KYOTO 会報 vol. 91

Shihoushoshi Lawyer's Association

# 京都司法書士会

2013 京都司法書士会

# 目　次　vol. 91

■ 巻頭言「司法書士の将来」　会長　森　中　勇　雄 …… 01

**報　　告**

■ 特別寄稿
福島県の現状と司法書士会の取り組み　福島県司法書士会 副会長　小　針　藤　助 …… 03

■ 「一日司法書士」参加レポート　広報部　伊　藤　美也子
広報部　上　田　浩　平 …… 07

■ 「高校生の一日司法書士」体験記 …… 09

■ 司法書士制度140周年に寄せて　副会長　俣　野　真知郎 …… 12

■ 司法書士制度140周年＆司法書士の日記念シンポジウム
「相続・遺言のススメ～京都府民260万人の充実した終活に向けて～」　広報部　堀　田　智　弘 …… 14

■ 沖縄愛楽園を訪問して　人権委員会　山　田　ひとみ …… 16

■ “テレビ出演した”司法書士さんに聞いてみよう！ …… 20

**リーガルサポート**

■ 「地域連携を目指して～ブロック制の実施～」
ブロック制検討推進委員会の活動　リーガルサポート京都支部　朝　子　はんな …… 24

■ 成年後見ミュージカル公演体験記　リーガルサポート京都支部　松　田　義　浩 …… 26

■ 「親族向け成年後見人養成講座」開催報告　リーガルサポート京都支部　稗　田　一　義 …… 28

■ 京都司法書士会調停センター認証　相談事業部長　浅　井　　健 …… 29

■ 『特例有限会社の商号変更による通常の株式会社への移行』
に伴う本店移転、支店設置等　洛央支部　黒　木　孝太郎 …… 31

**会員寄稿**

■ ある委員のつぶやき　月報発行委員会委員長　松　本　　尚 …… 34
■ 「将棋で養う人間力」　丹後支部　岩　﨑　文　宏 …… 36
■ 私の趣味は Shall we ダンス　洛北支部　大　日　喜美子 …… 38
■ 北の大地のスナップ　城南支部　信　田　尚　志 …… 39
■ 「オジサン」たちの山歩き　洛央支部　宮　西　徳　明 …… 40
■ 「ゆでガエル」からの脱出　中丹支部　吉　田　　功 …… 41

■ 司法書士川柳 …… 44
■ ショシランガイド …… 45
■ 新入会員紹介 …… 50

■ 編集後記 …… 61

# 「司法書士の将来」

京都司法書士会　会長　　森　中　勇　雄

**司法書士制度制定から140年**

昨年は、司法書士制度の制定として司法職務定制が明治5（1872）年8月3日に太政官無号達として発布されて140年目をむかえる節目の年でした。この法律制度により当時のフランスの司法制度を参考に、証書人（後の公証人）と代言人（後の弁護士）のほかに、代訴人に該当する職制として代書人が定められたのですが、この代書人が司法代書人を経て、現在の司法書士に名称等を変えて今に至っています。その後明治19年には法律第1号で登記制度が制定されたのですが、登記制度の歴史は司法書士の歴史であり、司法書士が登記手続の専門職能として長きにわたり登記制度を支えてきました。

我々は、今後もその役割の重要性を認識し、制度の充実発展に寄与しなければなりません。そのためには、更なる資質の向上を目指すことと同時に、国民の権利保全のため日々の業務を誠心誠意取り組まなければなりません。司法書士会としても、その使命と職責をかんがみ、研修事業、企画事業、広報事業などの活動を積極的に行い、国民の期待に応えなければなりません。

**司法書士制度を取り巻く状況**

いま、我が国では超高齢化社会を迎え、社会保障や税制の面での改革が進められていますが、司法制度も急速に改革が進められていることはご存知のとおりです。その一環として、平成14年の司法書士法改正で簡裁訴訟代理権等関係業務の権限が付与され、早10年が経過しました。この間、我々司法書士は、この新たに与えられた役割を国民のために有益に果たしてきたのかどうかを振り返って検証しなければならない時期に来ています。そうしなければ、この権限の付与について国民の支持は得られず、弁護士人口の増加の影響とあいまって、権限付与の見直しの議論に繋がりかねないと考えます。

成年後見制度に関する業務についても、我々はいち早くこれに取り組み、その実績を着実に重ねてきたことにより、現在ではこの業務における専門家として国民からも一定の評価を受けるまでに至っています。しかし、市民後見人の養成や他士業からの参入が相次ぐ中、我々の専門性や倫理性の更なる能力向上を目指さなければ、現在の評価を維持することができなくなることは容易に想像できます。

また、いわゆるTPP問題でも、もし我が国がその枠組みに参加をすれば、法律分野に対する影響が全く無いとは言えず、この問題を経済分野の問題であるとして軽視せず、その先行きを注視する必要があります。

このように我々を取り巻く環境は、制度創設から140年を経た現在でも、決して安泰なものではなく、今後もさらに厳しさを増していくことを覚悟しなければならないでしょう。

**これからの司法書士の道のり**

このように我々司法書士が、これから歩んで行くべき道のりは、これまでもそうであったように、決して平坦なものではないでしょう。この制度が140年の歴史を重ねてきたからといって、これから先も国民生活や経済活動にとって有用なものとして支持され、今までどおり維持されるかどうかは、どこにも保証はありません。我々が将来にわたりこの制度を維持・発展させるためには、今後もたゆまぬ努力を重ねてゆかなければならず、決

して気を抜くことなく、到来する厳しい試練をその都度乗り越えてゆかなければなりません。我々が、どの時代にあっても不休・不屈の努力を前向きに傾注しなければならないことはおそらくこの制度に生きる司法書士の宿命なのでしょう。

現在、司法書士法の改正を目指していることは周知のとおりですが、この実現についても簡単なことではなく、今後も険しい道のりとなることが予想されます。我々は、眼前の問題を解決しながら、近い将来、そして遠い将来も見据えながらこの制度のありようを常に考えなければならず、現状に甘んじたり立ち止まることは一瞬たりとも許されない覚悟と信念を持ち続けなければなりません。

**今大切なこと**

これからの険しい道のりを我々がいかに踏み越えてゆかねばならないのか。気の遠くなるような努力をどれほど積み重ねなければならないのか。我々の司法書士制度を国民生活にいかに活かしてゆけばよいのか。この道のりを確かな歩みで前進してゆくためには、一人ひとりの司法書士が、深い問題意識と高い向上心をもって日々の業務に取組むことで制度を支えることはもちろんのこと、そのうえで各司法書士会そして日本司法書士会連合会が組織として、その道のりを切り開いてゆくことが必要であることは言うまでもありません。

そして、各司法書士会と日本司法書士会連合会が我々の意を酌み十全な活動が出来るようにするためには、我々が、先ず財政面で支えなければならず、また、それ以上に、組織を支える人材を確保し供給し続けなければなりません。言うまでもなく、組織は人です。組織に確かな基礎能力や対応力を求めるには、有為な人材を常に供給し続けて、組織における問題解決能力を高め、高度な企画立案能力と事業執行能力を備えなればなりません。

この険しい道のりを乗り越えてゆくには、まず、財政面、人材面で我々の組織をこれまでにない強靭な体質に変えてゆくことが肝要です。今、この努力を怠れば、我々の制度は遠からず終焉を迎えるでしょう。今大切なことは、我々が険しい道のりに立ち向かうゆるぎない覚悟と強固な信念を懐き、歩み続けることです。決して歩みを止めてはなりません。

みなさん一人一人の力を結集し、我々、司法書士の明日を切り開いてゆきましょう。

報　　告

# 福島県の現状と司法書士会の取り組み

福島県司法書士会災害対策実施本部
副本部長（副会長）　小　針　藤　助

## １．はじめに

昨年の３月11日、立っていることを許さない強い揺れと狂気のような津波が東日本を襲い気の遠くなるような災害に恐怖と無力感に県内全域が包まれてしまいました。テレビ各局は津波が押し寄せる映像や一夜明けて救出を求める被災者の姿を映す中で、福島のあるローカル民放局が内陸部の山頂に設けた定点カメラから撮影していた原発の突然の爆発映像は福島県民を更に恐怖のどん底に陥れました。戦時下の広島、長崎の原爆投下の惨状を知識として持ち合わせているとは言え、平時の核の恐怖は現実として受け入れがたく、不確実な情報が飛び交い特に浜通り地区の自治体はじめ多くの被災者は避難に右往左往するだけだったのが実情でした。

恐怖の時から１年半の時が経過した現在、日本にとどまらず世界中から寄せられた温かい支援と全国から寄せられる物心両面の支援や励ましを力として被災者の方々はやっと前を向いて歩き出そうとしております。

福島県司法書士会は震災発生以来、会員自身も被災者である中で被災者に寄り添い司法書士として出来る支援を自問しながら支援活動に取り組んで参りましたが、貴会を含め近畿ブロック司法書士会にはいち早く支援のご提供を賜り更には現在も相談員の派遣を継続して支援頂いておりますことに対し改めて敬意を表し感謝を申し上げます。

## ２．被災地・被災者の現状

本県は原発事故のせいで、他の被災県より復興の足取りは遙かに出遅れております。福島～郡山～白河の内陸部に位置する行政の課題は「除染作業」が中心との印象ですが原発事故被災自治体は「除染作業」に加えて次々と新たな課題への対応に迫られております。除染作業の効果については未知数で被災者自身の口からも効果について疑問視する声が聞こえてきますが、相談の中で被災者が話された「帰れるに越したことはないが当分は無理だろう。だったら帰れないことに目を背けず新天地での生活再建支援と賠償をしっかりしてくれ。」というのも本音かと思われます。

いま、自主避難者を除いて県内に約10万人、県外に約６万人の被災者が避難生活を余儀なくされておりますが受けた災害は原発事故、津波、地震とあり、被災者によって事情も様々です。しかし大半は原発事故による災害であり唯一県内に共通している風評被害もあります。風評被害が解消されるためには安全であることの検証を徹底することですが気持ちの中に潜む問題ですので時間の経過を待つしかないのかも知れません。

被災地の復興と被災者の生活再建が一刻も早く達成されることが政官民全ての目標となりますが、福島県の場合はなんと言っても原発事故による損害賠償の課題に集約されてきております。そして直面する課題として、東京電力に対する賠償請求が財物賠償に移る中で賠償金の額に直結する「指定区域の見直し」（帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に区分けされ財物賠償と直

新たな区域分けイメージ～グーグル画像より

結しているので、各自治体は町村を分割しないで同一の区域に指定してほしいとの要望が強く受け入れられていないのが現状である。）や今後の生活再建に大きな決断を求める「仮の町構想」がクローズアップされてきました。

司法書士業務に密接な「財物賠償請求における相続登記問題」や組織に深く関わることは出来ませんでしたが二重ローン解消の「個人版私的整理ガイドラインの活用」（使い勝手が良くないのか利用件数も少なく成立件数は福島県だけで10件程度である。）等も被災者にとっては大きな課題となってくると考えられます。又直近で報道されました「被災地の集団移転計画における金融機関の抵当権放棄」は計画促進の強力な後押しとなり私的整理ガイドラインの活用と併せると支援制度として更に有効なものになると思われます。

**３．福島県司法書士会の取り組み**

当会の災害対策の活動は、内なる「被災会員への対応」と外に向けた「被災者支援活動」の大きく二つに分けられると思います。

〈被災会員への対応〉

被災会員に対しては、震災直後から高橋会長自らが会員全員の安否確認を行い、全会員の無事を確認しましたが、地震による事務所の全壊或いは大規模半壊の会員や最大の被災支部となった「相双支部」会員20名の内大半の会員が原発事故による避難を余儀なくされ現在も11名の会員が戻れないでおります。更には仮事務所で依頼者との対応を図っている会員が５名ほどおりますが、将来の予定も立たず不安定な状況の中で研修や相談事業に参加しております。何れの会員も内陸部の地震による被災会員と共に経済的支援として「会費の減免」や「義援金による支援」、事務所運営上の支援として「仮事務所が二重事務所の設置禁止に該当しない取扱い（緊急時対応としての避難措置）の要請」などで支援を行ってきました。

被災会員の多く中でも若手の会員は、非常時にも拘わらずましてや不安定な業務と生活の中でより以上活発に相談会や支援活動に参加されている姿に頭の下がる思いです。新たな土地での移転開業を迫られる会員が生じるかも知れませんが会として出来うる限り事務所再建に向けた支援を行っていきたいと思います。

〈被災者支援活動〉

震災発生当初は会員自身も被災者であったこと、原発事故が県内にどのような影響を与えるのかの情報が錯綜し、どのエリアまで避難が必要なのかも不明であったこと、ガソリンが品不足となり車が使えない状況が発生したことなどが出足を遅らせましたが、３月下旬には「災害対策実施本部」（後に日司連の統合対策本部に組み込まれ「東日本大震災災害対策実施本部」に改組された。）が本部長を会長として立ち上がり当会の体制も何とか形になりました。しかし、当会は約290名の会員を擁しておりますが、支援活動に参加できる会員は被災の軽微な限られた一部の会員のみでしたので人員不足の中でのスタートとならざるを得ませんでし

た。

司法書士として出来る支援活動は相談者の声に耳を傾け悩みや不安を少しでも解消してあげられればと言うことで自ずと相談活動に絞られます。巡回相談マニュアルを作成し会員の安全に配慮しながら避難所の巡回相談会をスタートさせました。一次避難所は体育館や会館などの公共施設が中心ですが元々宿泊施設ではない施設が大半でしたのでプライバシーも無く随分と不自由な生活を送っておりました。そこでの相談は法律相談よりも行政の支援制度に対する質問や将来に対する不安や悩みの内容が多く「傾聴」や「うなずき」中心の対応が必要とされるものでした。そのために心のケアなど精神保健の面から被災者と向き合うための相談研修を急遽開催するなど相談員としての資質向上を図りもしました。

損壊したいわき市役所のロビーでの相談会受付風景

被災者が二次避難所に移ると一次避難所とは違い所在の把握に苦労致しました。ホテルや旅館などの民間施設があてられましたが非公開でしたので相談会開催や巡回訪問の有効な広報手段がありません。ダメ元で訪問した県の担当課の理解が得られ施設一覧を頂けたことは幸いでした。しかし、実施するにも施設側に理解や同意が必要となり拒否された施設もあったと記憶しております。

〈現在の被災者支援活動〉

巡回相談会はその役目を終えて終了し、現在は総合相談センターを中心とした常設の相談会開催と相談員派遣に支援事業の中心を移してきましが、日司連の市民救援基金を活用して南相馬市鹿島区に開設した復興支援事務所（相双総合相談センター）もまた地域住民から歓迎される常設相談所として機能しております。週２回の相談会を更に増設することも必要かと思えるほどになりましたが、復興支援事務所をいわき地区に新設する計画がある事、更に法テラスも同様の計画がある事を考えると会員の負担という面からも対応に慎重になります。

新設された法テラス二本松の移動相談車

会事業の通常の相談事業に加えて、支援活動の相談会及び法務局、国民生活センター、法テラスなどの公的機関と被災自治体からの相談員派遣要請に応じている相談会を加えると毎日どこかで相談会が開催されております。会員の負担が気に掛かるところですが、現在のところ事故もなく順調に推移しているのが何より安堵しているところです。

**４．原発賠償について**

青司協との共催による原発賠償相談会を11月の３連休を使い県内６カ所で開催します。３回目になりますが過去２回の相談者は500名を超えました。今回は被災者の関心が高かった財物賠償の基準が示され、東電は賠償請求権者を取得した登記情報の登記名義人を基本とすることが公表されましたので、相続登記未了の被災者などが賠償問題に加えて相続など所有権移転登記などに関する相談を抱えた被災者が以前にも増して来会すると予想されます。

東電への賠償請求は、直接請求と原子力損害賠償紛争解決センター（ＡＤＲ）又は訴訟上の請求によることになりますが、賠償基準で納得する部分は直接請求を行い、それ以外で請求したいところはＡＤＲでと言う２段構えが請求のこつのよう

です。ＡＤＲでの和解成立の実績はなかなか上がりません。マンパワーの問題もあるようですが、やはり原子力損害賠償紛争審査会で出された賠償基準の指針を超えるような和解に合意する事は難しいのが実情のようです。140万円を超える申立書の作成が業務として認められましたので我々の使命として東電賠償に積極的な取り組みが求められます。しかし、基本となる損害賠償の要件と今回の東電賠償の特殊性など会員において改めて確認をして頂く必要性がありますので、紛争解決センター福島事務所の所長弁護士をお招きしまして研修会を開催する予定でおります。

**５．おわりに**

福島県民は全国の都道府県に避難しておりますが、情報が届きづらいなどの声が聞こえてきます。そのような状況下で各単位会におかれましては相談活動などを通して被災者への情報提供活動にもご尽力頂いていることは心強い限りで感謝を申し上げます。

このところ、いくつかの単位会から「福島県の様子を知りたい。講演をお願いできないか。」と言う講師派遣要請が増えてきました。これも避難者対応の表れかとおもいますが、このような講師派遣要請への対応とＡＤＲ申立の検討と研修を担当する「原子力損害賠償問題検討ワーキングチーム」を被災会員と若手の優秀なスタッフで立ち上げました。貴会におきましてもこのような要請があれば当会事務局までご一報頂ければと思います。

最近の新聞報道で、震災関連死の数字が発表されました。東北の被災３県で約２,300名が震災関連死と認定され、その約半数の１,100名が福島県でした。やはり原発事故が影響し避難生活が長期に及んでいることや将来への展望が開けないことが大きな精神的負担になっているのだと思います。このような窮地にある被災者に対してどの様に支援活動を充実させていくか常に自問しながらの会務執行です。

当会の支援活動が長期に及ぶ事は明白ですので息切れしない対応を計っていかなければなりません。日司連特別会費の市民救援基金で行われている財政的支援は、当会にとって被災会員の会費減免や被災者支援のために増加した相談事業及び総合相談センター事業、そのための広報活動などを円滑に実施する事に多大な貢献を頂いております。

今後は、復興支援事務所の増設、金融機関の抵当権放棄による抹消登記手続きへの報酬支援など新たな課題もありますが、ご理解とご支援を引き続きお願い申し上げまして福島会からのご報告とさせて頂きます。

（広報部注：この報告は平成24年10月に書かれたものです）

報　　告

# 「一日司法書士」参加レポート

平成24年８月上旬、平成24年度「司法書士の日」の記念事業として、北は札幌司法書士会から南は沖縄県司法書士会まで、全国に跨り高校生を対象にした「一日司法書士」が実施されました。当会においても８月３日金曜日、京都府立東稜高等学校及び立命館宇治高等学校の生徒の皆さんを招き、司法書士業務の紹介や執務現場（法務局、裁判所、公証人役場等）の見学が行われました。そのときの様子と参加者の感想を報告いたします。

## －午前の部－

「『一日司法書士やりたい！』って自分から言ったん？」

「まさか‥。こわい先生に呼び出されて『参加するやんな！？』って、ほぼ強制ですよ。」

やっぱりね‥。貴重な夏休みの一日を、なんだかよくわからないイベントで潰されたくないか。

「でも、興味あったのでけっこう楽しみにしてたんです。」

朝９時半の開会にもかかわらず、スタッフの集合時間である９時には既にほとんどの高校生が来てくれていました。

会長より「一日司法書士」の委嘱状が交付され、なんだか照れくさそうにしている子もいましたが、何はともあれ「一日司法書士」開始。

日司連制作の司法書士の業務紹介のＤＶＤ（これはなかなかおもしろいです）を視聴した後、相続登記と会社設立登記の申請書の作成を模擬体験。事前に見ておいてもらうようお願いしていた資料にちゃんと目を通し、自分なりに申請書を作成してきてくれた子がほとんどでした。とても優秀な高校生たちのおかげで、分刻みのスケジュールにもかかわらず、ほぼ予定通りに進行。

途中、ＫＢＳ京都のテレビ取材が入り、「映りたくな～い」と（本心かどうかわかりませんが）隠れたりしている子もいましたが、日常にはないちょっとした緊張感を体験できたことは良かったのではないかと思います。

次はいよいよ法務局へ。もちろん自分で作成した申請書を提出します。

おそらく法務局へ行くのは初めての高校生たち。「一日司法書士」のたすきをかけ、注目されながら相続登記・設立登記の各申請書を提出。ちょっと緊張気味かな？

職員の方に申請書受理から完了までの手続を解説していただいたり、法務局の各部署の案内をしてもらったり。後で聞くと、「ちょっと眠くなってしまいました…。」朝も早かったし、お話も少し難しかったし、無理もないか。

その後、法務局近くの司法書士事務所を見学。短い時間でしたが、雰囲気は感じてくれたのではないかと思います。ご協力いただいた会員には、高校生たちの質問にわかりやすく親切にこたえていただき、和やかに話ができました。

これで午前の予定は終了。タクシーに乗って会館へ移動。ようやく昼食。

「で、何を一番楽しみにしてたん？」

「裁判所！どんなんかなぁ…テレビで見たような感じかなぁ。」

ちょっと違うかもね。でも、いい経験になると思うよ。

ちょっとお疲れ気味だけど、午後は楽しみにしていた裁判所見学があるからがんばって。会館へ

戻れば昼食も待ってるし。

とっても素直でかわいい高校生たちで、私のほうが楽しませていただきました。

今日の経験が、高校生たちに何かのプラスになればと思います。

（広報部　伊藤美也子）

## －午後の部－

「一日司法書士」の午後の引率を担当することになり、高校生が丸一日かけて法務局、公証役場、裁判所を巡ると聞いて、本当に一日持つのだろうか、午前のうちに高校生が退屈なうえ疲れて、午後には雰囲気悪かったりして…と内心思いながら、昼食中の高校生の輪に入っていきましたが、高校生をなめていました。

部屋の扉を開ける前に聞こえてくるけたたましい笑い声（失礼）。会務をする者にとってはやや食傷気味（これも失礼）の仕出し弁当に、「うおー、刺身が入ってる！」と感嘆の声をあげる男子、午前に見たビデオの話で盛り上がる女子を見て、何を見ても新鮮な感動をする若さに感心するとともに、斜に構えていた自分が恥ずかしくなりました。

昼食後は公証役場に行きました。公証人の先生がわざわざ講義をしてくださり、私にとっても非常に貴重な体験ができました。公正証書遺言や任意後見契約の話が、どこまで高校生にピンときたかはわかりませんが、話の途中で寝る子もおらず（校内のエリート揃いだからでしょうか）、質義応答の際にも積極的に挙手する子が数人おり、質問タイムが「しーん…」となることも全くなく、高校時代の自分を思い返してもおそらくあんなに偉くはなかったと、生徒さんの優秀さ、真面目さに感激しました。ああいう子たちに将来ぜひ司法書士になっていただきたいものです。

その後、裁判所の見学と裁判の傍聴に行きました。裁判所ではラウンドテーブル法廷、通常の法廷に座らせていただき、書記官の方が特別に法廷内で記念撮影することを許可してくださいました。自分の司法書士試験合格者ガイダンスの際よりも一歩進んだ見学ができ、このときばかりは、高校生よりその体験の珍しさがわかる本職司法書士のほうが興奮していたように思います。

傍聴については、どの高校生も楽しみにしていたようでした。弁論の途中から入廷し、弁護士同士のやり取りを数分聞いただけでしたが、生徒さんたちは、法定内では無言でじっと原告被告を観察し、法廷を出た後、双方の争点が何かを論じ、なかなかに的を得ていたことが印象的でした。

最後の閉会式に全員で写真を撮り、撮られることに照れる子もいましたが、思った以上にイベントを楽しんでくれた様子であることを嬉しく思いました。

森中会長から、「みなさんが将来の進路の選択肢に司法書士を加えてくれると嬉しい」という言葉がありましたが、例えそうでなくても、少年時代のうちに「こういうプロフェッショナルがいる」ということを、なんとなくでも感じ、覚えて帰ってくれるだけで、広報活動として良いイベントであったと思いました。

私は当日のお手伝いをしただけですが、「一日司法書士」の企画運営に携わった方々、本当にお疲れ様でした。

（広報部　上田浩平）

報　　告

# 「高校生の一日司法書士」体験記

## ■片上　佑莉佳　さん

「一日司法書士」をして、大変だったけど充実した一日を過ごすことができました。様々な知識を得られ、貴重な体験をさせて頂き、とても楽しかったです。

司法書士、という言葉はよく耳にするのですが具体的な仕事内容は知らなかったので、幅広い仕事内容に驚きました。

話を聞いていて司法書士は私たちの身近にいる弁護士のように感じました。私の勝手なイメージですが、弁護士はとても気軽に相談できないように感じてしまうのです。法のことは、やはりよく勉強しないとわからないので、すごく助かるな、と感じました。

書類作成を実際にさせて頂いたり、もらった書類を見て、とても大変だと感じました。私が作成した所はほんの一部でしたのですぐに終わりましたが、それ以外の所を自分で作成したり、調達しなければいけないので、本当に大変だな、と感じると共に、大変手間がかかるな、とも感じました。そして割り印のことも知れたので、良かったです。その時ふと思ったのですが、大切な書類は折り曲げてはいけないようなイメージがあったので、折り曲げてしまって大丈夫なのかな、と。

お昼のお弁当は本当においしかったです。特に鮭が。ご飯がどんどん進んでいって完食してしまいました。

裁判所を見学させて頂き、様々な発見があり楽しかったです。裁判所には種類があること、話し合いだけで終わる裁判、などです。簡易裁判所は、裁判所との距離が少なくてとても良いと思いました。対等な感じがしました。そして最後に傍聴もさせて頂き、驚いたことがありました。それは、出入りの自由のことです。絶対最初から最後まで居ないといけないと思っていました。傍聴後に皆で裁判の内容を推測するのがとても楽しかったです。

今回の「高校生の一日司法書士」に参加させて頂き、将来に必要であろう知識を得られとても嬉しく思います。遺言の書き方、公証人の存在、成年後見について、外国人の帰化のことなど、沢山知らないことが知れて、自分の視野が少しだけ開けたように思います。

法は国民を守る為のものですが、知らなければ、活用しなければあまり関係ないように思います。そして最悪の場合、反対に国民の首を絞めてしまう可能性もあります。司法書士さんが言っていたように、「最悪の場合にならないように未然に防ぐ」のが司法書士さんなのだな、と改めて思います。そうなってから「できるだけ良い方に弁護する」のが弁護士さんなのだ、とも。似ているようで似ていないな、と思いました。

貴重な体験、ありがとうございました。

## ■岡本　健人 くん

まず初めに、一日司法書士に呼んでいただいてありがとう、という気持ちでいっぱいです。

最初は「司法書士」ってなんでしたっけ？という状態でした。

友達が推薦されてそこから何もわからないまま友達に選ばれて一日司法書士をやることになりました。予習プリントで遺産相続の話や会社を立ち上げる話などがありました。その２つがあったので遺産相続の事が中心の仕事なのかと思ったらそれは違いました。基本的にはお金の事が関係していますが一言では説明できないくらい色々ありました。

一日司法書士をして一番良かった事は裁判所を見学できたことと間近で本物の裁判を見ることができたことです。本物の裁判は緊張感が伝わってきて、これが裁判だということを体験できました。その前の役場見学では遺言についてくわしく教えてもらい遺言は勝手に書いても意味がないこと、役人と一緒に相談した方がいいこと（原文ママ）などたくさんのことを聞きました。

午前中の法務局見学では申請書の模擬体験で作った会社設立登記書や相続登記の申請書を実際に出しました。この事で会社をどうやって立ち上げるのかということや、申請書の出し方などが学べました。同じような事をする時、緊張せずに申請書を出せればいいと思います。

正直いろんな方から遺言・遺産相続のことや土地の事など話を聞きましたが、いろいろ理解できなかった点がたくさんありました。けれどたくさんの仕事場を見てその仕事内容ややりがいがどこにあるか、などの話を聞いてたくさんの事を感じました。

司法書士の体験をしてほとんどが知らなかった仕事のことを知れて本当に良かったと思います。司法書士の人に最後にかけていただいた言葉で「私はサラリーマンから司法書士になったんだよ」と聞いて、自分にもそういう道もできるんだと思って選択肢が増えてよかったと思います。

一日司法書士として行動した体験はとても充実したと思います。

改めて、ありがとうございました。

## ■佐々木　翔子 さん

私は初め、８月３日が「司法書士の日」であることすら知りませんでした。なので、正直司法書士の方の仕事内容も曖昧な状態で参加しました。ですが、「一日司法書士」を体験したことによって今まで知らなかった司法書士の何たるかというものを肌で感じることができました。

登記のやり方やお金の計算など、私たちがとまどっているとすぐに駆けつけて下さって、丁寧に教えて下さったのが印象的でした。法務局への移動や、裁判所への移動の際にも、何気なく出た疑問点に答えて下さいました。法務局では、司法書士の方ですらもすべて回ったことのない色々な場所に連れて行っていただけて、とても楽しかったです。他にも、遺言書の話など、今後タメになる話も聞くことができて、参考になりました。裁判所では、簡易裁判所の予想と違う光景に驚きました。「裁判官と相談者が同じ目線でいられる」という考え方にとても好感が持てました。法廷での写真撮影の時、一番気分が上がっていたのは私だと思うんですが、裁判傍聴させていただいたり、裁判好きの私にはたまらない時間でした。最後の質疑応答では、私のひねくれた質問に苦笑しながらも答えて下さってありがとうございます。司法書士の仕事は、難しいながらもやりがいのある仕事なのだと改めて感じました。

また司法書士の方にお話を聞きに行きたいと思います。ありがとうございました。

## ■大野　一樹 くん

この司法書士体験の話を聞かされた時、僕は興味津々でした。司法書士の方が学校に来られて話をして頂いた際、その時点ではあまり興味を持てていませんでした。

しかし、実際に自分が現地に赴いて体験出来るとなると、自分の知らない世界が知れる思って、急に楽しみになりました。

そして当日を迎えてみると、司法書士の先生方を含む多くの職員さん達による暖かい歓迎が待っていました。そのおかげで少し緊張が和らぎました。

司法書士の先生の案内のもと、登記申請の手続きの模擬体験をし、解説を受け、司法書士の仕事の大変さをほんの少しですが身に染みて感じることが出来ました。他にも法務局と公証人役場を回りましたが、僕はその二ヶ所である同じ質問をさせてもらいました。それは、「この仕事をしていて、やりがいや喜びを感じるところはどこですか？」というものでした。この質問にはそれぞれこのような返事をされました。法務局は「トラブルが起きた時、それを解決するために毎日テストをうけているような環境の中、依頼者のために働き、無地解決した際の依頼者からの感謝の言葉に喜びを感じる。」公証人は「遺言などの事で後に問題が起こらないように、前もって準備することが仕事で、依頼者から『公証人に頼んで良かった。』という言葉を貰った時などに達成感を感じる。」それぞれトラブルが起きる前後で、問題を解決するために動いている。違う形でも人のために協力して解決に当たっている姿がそこに見られました。仕事の意義を理解することが出来て、とてもためになりました。

最後に向かった裁判所では裁判を傍聴させてもらいました。正直傍聴するのにかなりの神経を遣いました。実際に目の前で人を裁くための話がされている。それがどれだけ重いのかというのを、数分だけですが肌で感じることが出来ました。

全てが終わってみれば、実に有意義な一日だったと感じました。

一日ずっと案内していただいた司法書士の先生方にはとてもお世話になりました。とても感謝しています。機会があればもう一度お会いしたいです。今回の体験は僕にとって、まだ知らない世界を開かせてもらえた事と、仕事に対する姿勢の在り方を学べました。これがぼくのこれからにどう影響するかは分かりませんが、きっとプラスに働いてくれるはずです。

報　　告

# 司法書士制度140周年に寄せて

京都司法書士会　副会長　　**俣　野　真知郎**

私は、偶々、司法書士の４代目６人目、すなわち初代代書人である俣野元治郎（嘉永６年から大正12年に生きた曽祖父）、二代目の司法代書人である俣野信太郎（明治12年から昭和23年に生きた祖父であり、大正８年の初代京都司法代書人会会長）、亡三代目（叔父）、亡三代目の弟で司法書士である亡俣野正治（大正元年から昭和23年に生きた叔父）、さらにその弟で司法書士である俣野幸太郎（父であり、昭和44年から昭和46年まで京都司法書士会会長、昭和56年から昭和62年まで日本司法書士会連合会会長）、そして四代目が私俣野真知郎であり、結果、代でいうと四代目、人数でいうと６人目の司法書士となります。

当事務所の開業は、裁判所に登記制度が創設された年と同じく明治19年であり、今年で126年目を迎えます。

司法書士制度は、明治５年制定の司法職務定制に始まりますが、制度140周年を迎えて、次の疑問を懐いております。

１．まず、過去の弁護士数・司法書士数と弁護士の偏在の歴史から、裁判所外における在野の法律事務は、司法書士が担って来たのではないかということです。

この疑問は、昭和38年当時の弁護士数は京都府下で156人、全国で6,980人でありましたが、その殆どが各都道府県に僅かしかない裁判所の近辺に集中していたところ、司法書士は昭和35年当時全国で12,000人弱存在（京都府下の人数は不明）し、それも法務局、その支局、出張所の周り等に散在し、全国津々浦々に存在していたからです。

また、司法代書人は、訴状や告訴状等並びに権利義務に関する諸般の契約書類等を当然作成していたし、国民は全国津々浦々に存在していた司法代書人にその作成を依頼して来たのです。

この権利義務に関する諸般の契約書類作成権限については、大正８年９月15日に施行された司法代書人法により、代書人が司法代書人と行政代書人に分化した訳ですが、その分化前の明治36年制定の大阪府茨木代書人組合規約に権利義務に関する諸般の契約書類作成料が規定されており、分化前の代書人が権利義務に関する諸般の契約書類を作成していたことは明らかなのです。

因みに、その大阪府茨木代書人組合規約の第４条に業務に対する代書料が規定されていましたが、それを列挙しますと、①民事訴訟事件に関する書類、②非訟事件に関する書類、③戸籍に関する書類、④身分登記に関する書類、⑤不動産登記に関する書類、⑥告訴・告発に関する書類、⑦手続書・始末書類、⑧街路取締に関する願書、⑨説論願・保護願書、⑩権利義務に関する諸般の契約書類、以上①から⑩は、１枚につき金５銭、但し半枚金２銭５厘、⑪盗難届・遺失紛失届、⑫点検書・請書類、⑬諸興行願届書、⑭諸営業願届書、⑮寄留届書、以上⑪から⑮は、１枚につき金３銭、但し半枚金１銭５厘、⑯製造場に係る図面、１枚につき金５銭より30銭までの範囲内、⑰以上以外の不定の書類、⑰は、１枚につき３銭より５銭までの範囲内の代書料とされていました（日本司法書士史戦前編273頁）。

なお、最も重要なことは、司法代書人法について法制定以前当然に認められていた非訟事件の申請代理について、「司法代書人は其の業務の範囲を超えて他人間の訴訟その他の事件に関与することを得ず」とする司法代書人法第９条の規定に反するとして、非訟事件の申請代理業務が削除された

こと。また、司法代書人法において権利義務に関する契約書類の作成業務が削除されていた故、非訟事件の申請代理業務については法施行２年後に法改正運動が起こり明定されたが、権利義務に関する契約書類の作成業務については、司法代書人会大阪会会長・神戸会会長等が民事局長と会談し、「司法代書人の作成する司法書類は関連書類を包含しあるので、関連書類を追加挿入する必要はない」との民事局長の回答を得た（日本司法書士史405頁）ことから司法代書人業務に当然含まれるとして司法代書人法に明定することを断念したのですが、そのことが現在において他士業との垣根の問題に禍根を残しているのです。

以上のとおり、司法書士は制度が創設されたときには権利義務に関する諸般の契約書類作成を当然のようにできていたのに、現在ではその業務は法令上司法書士の権限外であるかのように誤解されていることが非常に遺憾です。

２．　次に、公証人は明治５年以来司法職務の一翼を担う司法担当職能であり、現在においては法務大臣の任命による特別公務員（裁判官と同じ）ではあるものの、法務大臣の指定した法務局・地方法務局に所属している職能であります。

法務省の監督に服しはするものの、正確には「行政庁」といった意味合いで使われるところの官公署ではないのではないかということです。

この疑問は、公証人の作成する執行証書は判決等と同じく債務名義となり、司法手続きを執らなくても権利の実現ができるからであり、公証人が明らかに司法の一翼を担っていることは間違いのない事実です。

公証人も弁護士、司法書士と同じく、第二次世界大戦以前は裁判所の監督下に服していたものの、ＧＨＱによって監督官庁を行政である司法省（現在の法務省）に移管され、現在に至っていることから行政官公署のように分類されていますが、三権分立の行政に属する官公署ではなく、司法行政役場であるのです。

以上の疑問点２点を認識すること、すなわち司法書士の歴史を認識することは、対隣接職能との垣根の問題の理解にも繋がり、今後の司法書士制度の維持・発展のために必要不可欠であると考えますので、是非とも皆様も司法書士の歴史を振り返って下さい。

以　上

報　　告

# 司法書士制度140周年＆司法書士の日記念シンポジウム
## 「相続・遺言のススメ～京都府民260万人の充実した終活に向けて～」

８月４日に「司法書士制度140周年」と「司法書士の日」を記念して開催されたシンポジウム。うだるような猛暑の中、しかもロンドンオリンピック開催中の真っ只中どれほどの人が集まってくれるのかと心配しましたが、開始直前には予測を大きく上回る200名超の方が来場下さるという状況になりました。

さてシンポジウムは、浅井健会員、桝中祥子会員の司会進行に始まり、森中勇雄京都司法書士会会長の挨拶にて開幕いたしました。森中会長は挨拶で司法書士制度の意義、またこのシンポジウムを開催する目的について語っていただきました。

続いてＮＰＯ法人子育ては親育て・みのりのもり劇場所属「どらりん劇団」の皆様が相続や遺言について深く考える契機とするために３部にわたって劇を披露下さいました。

第１部では認知症に絡んだ遺言書、

第２部では生前贈与と相続権、

第３部では相続分をめぐる争い、

という非常に深刻な題材にもかかわらず、誰にでもわかりやすく、思わず笑ってしまいそうなほどに楽しく演じて下さいました。

また、各部の合間には浅井会員の法的な解説、コメントがあり、一般の方にとってはさらに勉強になったのではないでしょうか。

この後休憩をはさんで公証人、税理士、司法書士等の５名の専門家によるリレートークが行われました。

１番目は「遺言書の作り方」と題して公証人の加地誠先生が遺言の種類と各遺言の長所、短所などを踏まえた遺言書作成の留意点等公証人の立場からお話下さいました。

続いて税理士の玉村洋平先生が「相続と税金」についてお話下さいました。相続税のあらまし、相続税課税の基準、生前贈与との比較、今後の法改正の予定等、非常にわかりやすくご説明いただきました。

３番目は“リーガルサポート京都”井上具美子会員が成年後見制度について、法定後見、任意後見制度の概要について説明されました。一般の方にとって今後さらに高齢化が進む社会の中でこの制度への注目は高まるものと思われます。

４番目は広崎陽子会員が相続人が数十人となってしまい遺産分割協議がまとまらなくなってしまった事例等、相続登記を放置している危険性について専門家の立場からお話しされました。

最後に家事調停委員をなされている田口及子会員が調停の現場での経験をもとに遺産分割についてお話しされました。遺産の中にも名義と実体が異なっていることもあるといった若手の司法書士にとっても勉強になるお話しも聞くことができました。

リレートーク終了後檀上では「司法書士の日」の企画として行われる「相続・遺言ホットライン」について担当の吉田功会員より説明がされました。このシンポジウムが契機となり電話相談者が増えることを期待したいです。

最後に日本司法書士会連合会副会長の井上利博会員より閉会の辞が述べられ今回のシンポジウムは閉幕となりました。

まとめ

今回のシンポジウムは誰でも必ず１度は直面するであろう相続問題を取り上げ後々のトラブルや争いを避けるために遺言を含め前もって準備なり話し合っておくことの重要性を一般の方にお伝えできたのではないかと思います。

勉強になるお話しを提供下さった各先生方並びに楽しい演劇を見せて下さった「どらりん劇団」の皆様に対して感謝いたします。ありがとうございました。

（広報部　堀田智弘）

報　　告

# 沖縄愛楽園を訪問して

人権委員会　　山　田　ひとみ

昨年11月11日（日）から12日（月）にかけて、「ハンセン病勉強会・相談会」（全国青年司法書士協議会主催）に参加するため国立療養所沖縄愛楽園（以下「愛楽園」）を訪問しました。京都からは私を含め人権委員会委員３名、全国から22名の司法書士が集まり、１日目にハンセン病の勉強会と園内見学、２日目には入所者を対象とした法律相談会を行ないましたのでその報告をします。

## ２．ハンセン病に対する偏見と差別の歴史

報告の前に、まずハンセン病について少し説明をしたいと思います。

ハンセン病はらい菌に感染することによって起こる感染症です。らい菌の感染力は微弱で、衛生環境や栄養状態が改善された現在では感染しても発症することはほとんどなく、仮に発症したとしても治療法が確立されているので早期に治すことができる病気です。

しかし昔は現在より発症率が高く、また有効な治療法もなかったことから不治の病と恐れられていました。また、らい菌に末梢神経と皮膚が侵されることにより、顔や手足などの目立つところが変形したり不自由になってしまうことがあり、不治の病への恐怖心とも相まって偏見・差別の対象になりやすかったといわれています。家庭内で感染する例があったことで遺伝病であるとの誤った認識が広がり、患者家族に対してもその偏見・差別がおよび、家族の就職、結婚にも影響を与えました。

さらには法律により患者を強制的に療養所収容・隔離したり、患者の出た家を真っ白くなるほど徹底的に消毒したことなどから、「強い感染力を持った恐ろしい病気」という誤ったイメージが社会に定着してしまい、差別・偏見を助長する結果になったといわれています。

ハンセン病患者を療養所へ強制入所させ隔離するという政策は、1907年「癩予防ニ関スル件」、1931年「癩予防法」、1953年「らい予防法」という法律に基づいて行われてきました。1948年に治療薬プロミンの開発により治る病気となった後も、1996年に「らい予防法」が廃止されるまで強制入所・隔離の政策は見直されることはありませんでした。長年の誤った政策の違法性を問うため、元患者の方々が国に対して起こした「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟は、2001年５月11日に熊本地裁で原告勝訴の判決が出ました。しかし、この判決が出てもなおハンセン病や元患者の方に対する差別や偏見は残っています。ハンセン病の元患者であるということを理由にホテルから宿泊を拒否され、それに対して元患者らが抗議をしたことが報道されると今度は療養所に対して抗議や非難の電話等が集中するなど、元患者の方は今でも差別と偏見に苦しめられているのです。

## ３．愛楽園１日目

（１）愛楽園へ

那覇空港より車で２時間ほど、沖縄県名護市北部の我屋地島という小さな島の北端に、愛楽園はあります。我屋地島に向かう１本の橋を渡って園に向かっていく途中に島の浜辺が見え、快晴ではなかったものの空の青と海の青が一体となりとても美しい青色が広がっていました。この美しい景色に囲まれた小さな島の中で隔離の歴史があったのかと考えるとなんとも複雑な心境になります。

愛楽園の入り口には、園内の比較的新しい建物とは対照的なずいぶん古い門があります。昔はこ

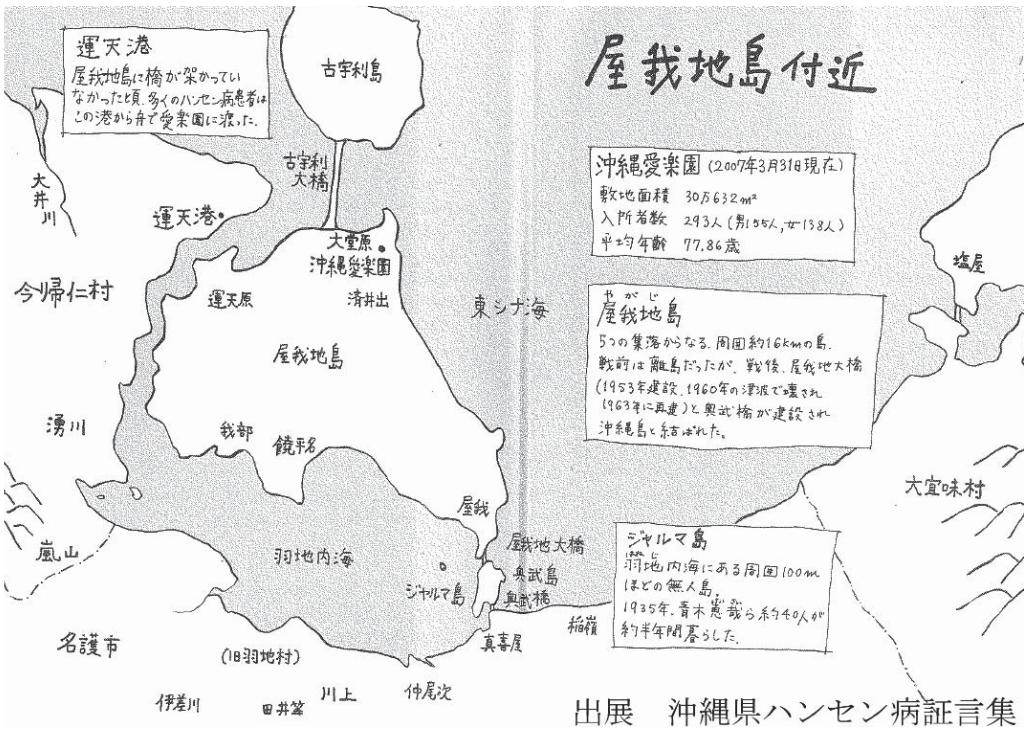

出展　沖縄県ハンセン病証言集

の門から園の端まで塀が延びていました。一度入るともう二度と出ることはない、故郷と隔離される門であったそうです。園内に入ると、住居エリア、スーパーや郵便局、教会などが整備されています。隔離政策下において園内ですべてのことが済むようにと療養所内に１つの小さな町が作られたのです。

アスファルトで舗装された園内で時折、電動車いすで移動される入所者の方を見かけました。現在、愛楽園には224名の元患者の方が生活を送っていますが、平均年齢は80歳を超え高齢化が進んでいます。入所者の方々のハンセン病は既に治っているのですが、過去に療養所への入所によって親族との交流を断たれたり、断種・堕胎を強要されたりしたために身寄りがない、隔離政策によって長年にわたり地域社会との接点が絶たれていたために療養所の外で暮らすことが不安であるなど、様々な理由から今なお多くの方が療養所で生活をされています。

（２）ハンセン病勉強会

勉強会は、奈良県司法書士会の西山弓子さんから愛楽園及び宮古南静園で行った過去７回の法律相談会の報告がなされた後、琉球大学法文学部の森川恭剛教授から「ハンセン病の差別と平等の法論」と題して講演がありました。戦前、戦後、本土復帰後と沖縄のハンセン病の歴史を話されるなかで、隔離の違法性とは何なのかを解説していただきました。当時の医学的見地から隔離という手段が採られ、その治療方針を振り返ることなく、長年にわたり法による隔離政策を続けてしまった結果、差別という重大な人権問題につながってしまったということを強く感じました。

森川恭剛琉球大学教授

（３）園内見学

勉強会の後、愛楽園の退所者であり、現在はボランティアガイドをされている平良仁雄さんの案内のもと園内を見学させていただきました。

まず案内されたのは、愛楽園に訪ねてきた人が入所者と面会する際に使用されていた面会室を再

ガイドの平良さんの話に聞き入る参加者たち

現した建物でした。面会室は真ん中が壁で仕切られていて、面会は仕切り越しに、職員立会いのもとで行われていました。自分の子どもとの面会であっても、抱くことはおろか、触れることさえ許されませんでした。平良さんは、面会に来た自身の父親が触れることもできない自分を見つめながら、悲しそうに面会室から帰っていったときのことを話され、当時を思い出されたのか、説明の後しばらくじっと黙っていらっしゃいました。その姿が強く印象に残っています。

当時、面会室の建物の西側にはコンクリートの塀があり、「有菌地帯」と呼ばれる入所者が生活するエリアと「無菌地帯」と呼ばれる職員が勤務するエリアに分けられていたそうです。塀のそばに拍子木があり、入所者が夜中に病気になるとこれを叩いて当直の看護婦に知らせ、医者が診察に来るしくみでした。医者と看護婦は、マスク、手袋、帽子などの予防着で完全防備し、長靴を履いたままの土足で患者の畳の間へ上り込んできたといいます。ハンセン病に対する人権問題は療養所の外

【旧面会室】中央で仕切りがされている

だけでなく、世間から隔離された療養所の中でも起こっていたのです。

次に納骨堂へと案内されました。療養のための施設であるはずのハンセン病療養所には必ず納骨堂があります。死してなお差別の対象として故郷の墓に入ることを拒まれ、あるいは家族に迷惑をかけまいかと案じ、園の納骨堂で眠ることを選んだ入所者たち。その隣には産声を上げることすらできなかった「声なき子どもたちの碑」もありました。ハンセン病絶滅政策のもとで、園内で結婚する場合、男性は断種手術を強要され、妊娠した女性は人工妊娠中絶手術による堕胎を強要されたため、このような碑があるのです。子どもをもつことを許されなかった入所者や生まれることを許されなかった子どもの碑を前に、死後はどうか安らかであってほしいと手を合わせずにはいられま

【納骨堂】故郷に戻れないまま園内で亡くなった方々が眠る

せんでした。

また、地上戦があった沖縄特有の施設として、早田壕があります。早田晧園長（当時）の指示により園内の丘に横穴式の防空壕が掘られました。作業に参加すれば茶碗１杯の粥が出るということで比較的症状の軽い入所者が戦時中の道具が十分にないなか壕掘り作業にあたり、これにより手足を悪くした方もいたそうです。爆撃による死者は１人だったものの、狭い壕内は衛生状態も悪く、栄養失調、マラリアなどで約１年ほどの間に288人が亡くなられました。戦争と隔離、二重の苦しみがあったことを示す場所でした。

**４．愛楽園２日目**

２日目は10時から法律相談会に相談員として参加しました。この日は相続や金銭の貸し借りになどについて、計６件の相談が寄せられました。園内で事実上の夫婦（内縁関係）となる方も多く、高齢化が進むなかで自分やパートナーの死後の相続関係に対して不安を持っておられる入所者の方も多いようです。これには園内にある福祉課を通じて遺言書の書き方を講習したり、公証人に来園してもらい公正証書遺言を作成してもらうなど少しずつ遺言書作成の意識は高まっているとのことでした。

相談のなかには戸籍の記載事項を確認しなければならないものもあったのですが、初めその方は戸籍謄本を取得することに拒否感を示されました。じっくり話を聞いていくと、戸籍謄本を取得することによって自らの存在を遠戚に知られてしまうことになるのではないかと心配されていたのです。未だに差別を恐れ傷の癒えない入所者の現状を表している事例だと感じました。

過去７回の相談統計を見ると、延べ相談件数は95件（相談者70名）、うち72％が相続問題、次に多いのが金銭問題で19％となっています。なかには隔離政策のため親族との断絶あるいは子どもが少ないといったハンセン病特有の問題、戦地となった沖縄県特有の問題（戸籍・登記簿の消失）がからむ事例もありますが、ほとんどが我々司法書士が日常受ける相談と変わりはありません。

愛楽園特有の事例を挙げるとすれば、沖縄の戦火で身分を証明する公的書類が焼失したうえ、その後の長い園内での生活で対外的に自分の身分を証明する必要性がなかったために、いざ保険の手続きで本人確認をすることになったときに身分を証明する公的書類が何もないということがあったそうです。過去にはらい予防法という法によって制限を受け、現在では本人確認を要求する法によって手続きを阻まれてと、今も昔も元患者が法に翻弄されていることが分かる事例です。今後も法律相談会を続けていくことで入所者が置かれている現状を把握し解決策を見つけることが大切なのではないかと感じました。

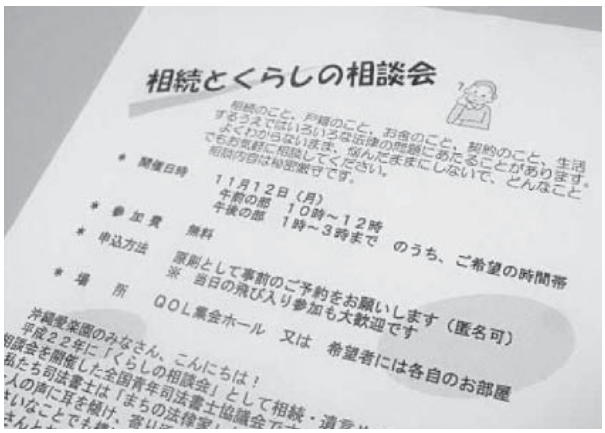


**５．最後に**

ハンセン病問題は国が賠償するということで終わったんじゃないの？あと何かすべきことがあるの？と思われる方もいるかもしれません。これは実際に私が人から尋ねられてとてもやるせなくなった質問です。差別と意識していなくても、知る環境になければ何も知らないということだけで何とも冷たい反応になることもあるのだと感じた一件でした。今回愛楽園に行って、実際に自分の目で見て感じて、思うところがたくさんありました。この思いを伝えたい、伝えてハンセン病の今を知ってもらうことで冷たい反応を少しでも減らしたいとの思いでこの原稿を書いたのですが、書いては消しという作業を思いのほか繰り返していたように思います。文章でうまく伝えきれないという私の言い訳も含まれているのですが、実際に関係者からお話を聞くとやはりそれは重く、重いからこそ今後に伝えていかなければならないという思いに駆られます。だからこそ私は皆さんに自身でこのハンセン病問題を知ろうとしてほしいと思います。今回のハンセン病勉強会・相談会の副題に「～差別と偏見を体感する～」とありました。ハンセン病問題を知るには体感することも大切だと、原稿を書きながら再認識しました。当事者の方からお話を伺うのが一番よいと思いますが、当事者の方の証言を聞き取ったハンセン病証言集など一般に出版されている書籍もありますので、それらを手がかりにハンセン病についてまずは知っておいてほしいと思います。この報告がそのきっかけとなれば幸いです。

報　　告

# “テレビ出演した”司法書士さんに聞いてみよう！

平成24年より、ＫＢＳ京都テレビで毎週月曜日７時～８時（ゴールデンタイム！）の帯番組、「やのぱんの生活情報部」にて、「司法書士さんに聞いてみよ！」のコーナーを持たせていただき、現在隔週で当会会員が出演しております。

平成24年１月16日に第１回が放送されましたが、１コーナーとはいえ、司法書士自身が司法書士をクローズアップした番組をもつのは全国でもおそらく類を見ないことです。

今回は「司法書士さんに聞いてみよ！」に出演した会員の声を掲載させていただきます。

**１月23日放送「相続の基礎知識」**
**出演　植松香会員**

平成24年１月23日の放送「相続の基礎知識」に出演させて頂きました。私自身が、原稿作成の流れや打合せのタイムスケジュールを把握できておらず、また、話す内容について、かなり大きな部分で担当者の方と意見が合わなかったりで、広報部の方々には大変ご迷惑をおかけしてしまいました。

出演時はとても緊張しましたが、リハーサルと本番の雰囲気がずいぶん違っていて、本番の方が格段に話しやすかったというのが印象に残っています。

良い経験をさせて頂き、ありがとうございました。

**１月30日放送「相続登記はお済みですか？」**
**出演　西脇正博会員**

放送開始第２回目ということで、緊張と楽しみが半々でした。構成→台本の段階でかなり内容量を減らしたつもりでも、リハーサルでは予定時間をオーバーして、本番ではどうなるかと思いましたが、時間通りピタリと収まりました。周りがプロですからね。

後から録画を見てみて思ったことは、自分の思ってた以上に太って見えたこと（もう少しスマートかと…これが現実なのか！？）。地声が大きいと思っていたけどそんなに声が通っていなかったこと。やのぱんやアシスタントの人はそんなに大きな声を出してなくてもよく通っていたなあ。

**２月13日放送「知っておきたいハンコの知識」**
**８月13日放送「これって犯罪？ネコババ編」**
**出演　桝中祥子会員**

ＫＢＳの「やのぱんの生活情報部」に、今年から司法書士が出演することとなり、私も「ハンコの話」と「これってネコババ？？」の２回に出演させていただきました。

生放送に出演するなんて初めてなのでどんなもんやろ～と思っていましたが、やのぱんやスタッフの方がとても気さくで、本番も緊張することなく、楽しく出演させていただきました。あの楽しさは出てみないと味わえません！！ぜひ、まだご経験されていない方は、広報部員までお申し出下さい！！きっといい思い出になりますよ。

**２月20日放送「敷金が返ってこない！？」**
**出演　石田光曠会員**

この日は「賃貸住宅トラブル110番」の告知を兼ねて、賃貸住宅の原状回復に関するガイドラインの存在と基本知識を紹介した。日経新聞電子版でおなじみの「住宅ねっと相談室」の企画者として、13年前、つまり国土交通省がガイドラインができる前から取上げていた馴染みあるテーマであるが、いまだに相談が少なくない現状に悲しさを覚える。特に京都は学生をはじめとする賃貸住宅利用者が多いだけに、この種のトラブルではトップクラス。早急に東京都のようなガイドラインレベルの条例施行を望みたい。

出演の感想は、画面に出る方は向いてないですね。皆さんお上手なので感心してます。

**３月５日「ペットのトラブル」**
**出演　伊藤美也子会員**

「ペットのネタはうけるから大丈夫！」…私もそう思っていました。

ところが、出演者全員ペットを飼った経験なし。あまり関心をもってもらえないままリハーサル、そして本番終了。素人とはいえ、もう少し興味をひく方法はなかったものかと反省しました。

人に伝えることの難しさを改めて考えさせられた貴重な体験でした。

**３月19日「知って得する労働知識」**
**11月19日「会社を辞めたら損害賠償？」**
**出演　上田浩平会員**

広報部員として企画・出演の両方に参加して痛感したのですが、ローカルとはいえ、テレビに専門家として出演し、問題に回答するということは、想像以上にプレッシャーがあります。自分が公共の電波にのってプロとして紹介され、自分の言葉がおそらく視聴者には「100％の正解」と受け止められるのだろうと思うと、１度目の出演日には、丸一日テレビのこと以外手につかなくなりました。

１回目の出演は､顔を掻いていたり台本をめくったりするのが映り、しかも緊張してかなり早口になって、自分で見返すのが恥ずかしい出来でしたが、２回目はそれなりに落ち着いてやり過ごせました。出演は、人前で話すことのいい修行になります。

それにしても、司法書士の得意分野の話題にかぎってスタジオでウケない、というのが広報部員としての悩みです。

**３月26日放送「老後も安心　成年後見」**
**出演　井上具美子会員**

３月26日放送分に「成年後見制度」をテーマに出演させていただきました。テレビ出演は、大学生の頃に出た「つるべと花の女子大生」以来の出来事で、大変緊張しました。一応、台本があり、生放送の前に１度だけ台本に添ったリハーサルをしたのですが、本番ではやのぱんをはじめとする出演者のアドリブ炸裂！撃沈されてしまいました。

挙句の果てに、やのぱんに「ねえさん」と呼ば

れて…、テレビをみた友人からしばらく「ねえさん」と呼ばれていた私でした。

**４月２日放送「裁判ってやっぱり大変？」**
**４月23日放送「時効の知識その２」**
**出演　柴田宏明会員**

私は，２回出演させていただきましたが、２度目の出演は予定外でした。広報部員なので、シナリオを検討していたのですが、そうするうちに「おまえが出ろ」ということに。要するに法律の話というのは、たとえ基本的な内容だったとしても、短時間で正確に説明するのは至難の業だったりすることもあり、出演、シナリオ作りのいずれも本当に難しく、自分の実力の無さを痛感します。

**４月９日放送「自転車事故にご用心！」**
**７月２日放送「住宅ローンの返済、どうしよう？」**
**出演　岩城寿英会員**

番組には２回出演させていただきました。テレビの生放送番組ということですごく緊張はしますが、番組の出演者やスタッフの方が皆親切で一生懸命フォローしてくれるので安心して収録に臨めました。本当に良い経験をさせていただいたというのが率直な感想です。収録が終わったあとは何とも言い難い達成感というか解放感を味わうことができます。出演に興味がある方は是非広報部にご一報ください（決してサクラではありません）。

**５月21日放送「これって犯罪？」**
**出演　藤井伸樹会員**

ｂｊリーグ京都ハンナリーズのチアダンサー「はんなりん」の出演が終わり、ＣＭに入っていよいよ私の出番が…。生放送なので、とにかく失言だけはしないように注意して臨みました。本来、撮影しているカメラを見て話さないといけないのですが、出演者のほうを向いて話すほうが話しやすかったので、私は一度もカメラを見ることなく撮影を終えました。他人事と思っていたテレビ出演の依頼は突然やってきます。広報部員の方がスタジオ脇まで付いてサポートしてくれますので、未だ出演されていない方はチャレンジしてみてください。

**６月４日放送「離婚にまつわるお金の話」**
**出演　山崎綾会員**

台本は覚え切れなかったので半分ぶっつけモード、しかもリハーサルではあまり突っ込まれなかったはずなのに本番で質問が出たりして、どう切返したのかあまり覚えていません。実体験のないことを話すのはやはり難しいですがスタジオの人たちがうまく進めてくれました。放送を見た人から「賢そうに見えた」とか「いかにも先生って感じだった」などの感想をいただき、心臓バクバク足はガクガクだったんですけど、一生に一度ぐらいはこういう経験もいいかもしれませんね。実は自分ではまだ見ていないので、見たら幻滅するかも（笑）。

**６月18日放送「試用期間中の解雇」**
**出演　竹前大会員**

広報部より「やのぱん生活情報部」への出演依頼があった際には不安な気持ちで一杯でしたが、広報部員の方が台本を完璧に仕上げて下さったので、私はそれを暗記するだけで当日に臨むことができ、何とか無事に撮影を終えることが出来ました。

撮影前の極度の緊張感と撮影終了後それから解

放された際の充実感は日常ではなかなか味わうことが出来ないものです。会員の皆様も広報部より出演依頼があった際には是非ご出演されることをお勧めいたします。

撮影終了後、日常ではなかなか味わうことが出来ない充実感を得られると思いますので。

**７月30日「遺言のススメ」**
**出演　松田義浩会員**

僕は７月30日の「遺言のススメ」という回に出演させていただきました。ピンマイクを付けていただき、梶原さんややのぱん等プロの方達に囲まれて、なんとも楽しい経験でした。２つ仕込んであった小さいギャグ（？）は、１つは不発（「おとうちゃん、ちゃんと遺言のこしといてくれれば～」のくだり。リハでは十分な間で、やのぱんさんにやり取りしてもらえたのですが、本番は噛み噛みになってしまい、いわゆる「すべる」になりました）、１つはぎりぎりねじこめました（「やのぱんさんのような資産を持ってはる方は」のくだり。これは言うタイミングを一度逃したんですが、使いたかったので、最後にねじこみました）。それにしても、やのぱんさん、拾うのが上手いです。プロやなー、やはり。という点が最も印象に残った、楽しいテレビ経験でございました。

**９月10日放送「自分で決めよう！自分の老後」**
**出演　田中真由美会員**

とある懇親会で西脇広報部長とお向かいの席になったのが運のつきで、「司法書士さんに聞いてみよ！」に出演することになってしまいました。台本の原案作りは同じ事務所のＮ先生にお願いして、台本作りと当日のリハーサルから本番までは広報部の方にアドバイスを受け導かれるままという感じで、私はカメラの前に立っていただけという状況でした。

少しでも、京都司法書士会の広報にお役に立てていたらよいのですが…。

（広報部　上田浩平）

リーガルサポート

# 「地域連携を目指して～ブロック制の実施～」ブロック制検討推進委員会の活動

リーガルサポート京都支部　朝　子　はんな

リーガルサポート京都支部では、成年後見業務を軸として、高齢者、障害者の権利擁護全般にわたり、関係機関、他の専門職との協力を図っていますが、今回は、その中のブロック制の実施についてご紹介したいと思います。

ブロック制は、これまで個々の会員により、福祉関係機関や行政が主催する情報交換会や勉強会等への参加、相談依頼への対応がなされている中で、制度の普及とともにますますその需要が高まり、リーガルサポート京都支部としても組織的に応えていく必要があるとの認識においてスタートしました。

最初に左京区において試験的に実施され、その後、上京区、中京区、深草、下京区、乙訓地域と実施地域が増え、さらに、右京区、北区、東山区、伏見区と活動地域が拡がっています。

ブロック制の活動において最も重要な柱となるのは、地域連携（ネットワークの構築）です。実施地域では、担当会員が地域包括支援センターをはじめとする福祉関係機関、行政等が定期的に開催するネットワーク会議に参加しています。特に地域包括支援センターとのつながりを強化していますが、これは、センターが介護保険制度上高齢者の生活全般にわたる相談窓口として位置づけられており、その相談内容は介護や医療にとどまらず、財産管理、成年後見制度、など多岐にわたることによります。センターと顔の見える関係を作り、地域のニーズに寄り添う位置にいること、さらには、私たちにできること、できないことを伝え理解してもらうことも目的です。

私が担当しています中京区では３ヶ月に一度、定例会議（中京区権利擁護ネットワーク会議）が開催されています。地域包括支援センター社会福祉士部会のメンバー、行政担当者（支援課職員）、障害者地域生活支援センター職員、中京区社会福祉協議会職員、弁護士、司法書士等がこれに出席しています。会議では、主に地域包括支援センターに持ち込まれる困難ケースを取り上げ、ざっくばらんな意見の交換、助言を互いにします。司法書士は、専ら成年後見制度について、時には、不動産や借金問題などについて助言をすることもあります。また、各関係機関、専門職からの広報や情報の提供も会議の場で行っています。懇親会を行って盛り上がることもあります。

活動の２つめの柱は、相談依頼への対応です。生活に関わる問題は、地域に根差した対応がより良いと考え、行政区ごとにそれぞれの地域連携窓口を作り、担当者が地域包括支援センターの職員、専門職からの相談を受けています。個々の相談には、京都府下をいくつかのブロックに分け、所属会員に担当していただいています。成年後見の他に、遺言、相続等の相談も受け付けています。相談内容には、たとえば、財産管理はそう複雑ではないが、身上監護に困難が予想されるケースなどもあります。専門性において、ソーシャルワークの技術が高い専門職が受任することで支援がスムーズにいくと考えられるケースなどは、そのようなアドバイスをすることもあります。また、身上監護に困難が予想されるケースであってもベテランのケアマネージャーや支援員など福祉的な支援体制がしっかり整っている場合には、十分事情を把握したうえで受任することもあります。ざっくばらんな意見を交換できるのは、顔の見える関係ゆえになせる技であり、ブロック制の目指すところであります。

その他にも、民生委員、老人福祉委員を対象に

した研修会等の講師、相談会などの企画への参加などの活動もしています。京都市では、今年の６月より一人暮らし高齢者の全戸訪問が始まりました。これは、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士などの専門職員が市内の一人暮らしの高齢者全世帯を訪問するものですが、一人暮らしの高齢者の声には、生活に関わる様々な課題があると思われ、ブロック制の活動の場もますます広がるのではないかと予想されます。

会員の皆さまには、日常の多忙な業務の中、活動にご協力いただきありがとうございます。大変な負担をおかけするものではありますが、地域において地道で息の長いそして顔の見える関係を構築していくため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。また、実施が遅れている地域においても既に会員の皆さまとの間で良い関係を築かれている、社会福祉士部会等の会議出席の要請があるなどの情報がありましたら、ぜひリーガルサポート京都支部までお知らせください。

後見人は、とりわけ身上監護面において依頼者の方の生活全般をサポートしますので、他の関係機関との連携の必要に迫られることがよくあります。そもそも、生活のサポートを必要とする方々は、法律関係や財産管理面に限らず、医療や介護など様々な課題を抱えていて、その支援には関係機関、専門職の垣根を越えた連携と協働が不可欠であると、日々の業務において痛感します。

ブロック制は、地域のニーズに応えるべく活動しているものでありますが、私自身、活動に参加させていただくことで、後見人に必要な情報を得、また、法律専門職であるがゆえの未熟さに気づかされる場面も多くありました。

リーガルサポート

# 成年後見ミュージカル公演体験記

リーガルサポート京都支部　松　田　義　浩

去る平成24年９月29日、向日市社会福祉会館にて上演された成年後見ミュージカル「ご近所さんの成年後見物語」（主催：向日市社会福祉協議会、リーガルサポート京都支部）に司法書士役として出演をさせて頂きました。以下、その体験記をつづりたいと思います。

はじめに、公演の概要を説明させて頂きます。このミュージカル公演は、成年後見制度をより多くの市民に身近に感じ、楽しく知ってもらうために、リーガルサポート京都支部が実施しているものです。平成22年に成年後見制度10周年記念行事として上演した際に好評をいただき、翌年以降も「出張」という形で福祉関係施設等で市民の方に楽しんでいただいております。公演の構成は、第１部が劇団ケセラ･セラさんによるミュージカル（監修：リーガルサポート京都支部）、第２部が当支部による成年後見制度のポイント解説という２部構成となっています。

そして、今回の公演の第１部のミュージカルの役者として、私が歌って踊れてギターを弾ける司法書士「後見（こうけん）ニンタロウ」役、東恭子会員が正義感あふれるひょうきんなヘルパー「加藤トト子」役として、ケセラ･セラさんの中に混じって出演をさせて頂きました。中学・高校の文化祭の出し物を除いて、いわゆる「初舞台」でしたので、ワクワクドキドキ、とても楽しませていただきました。

練習は８月に１回、９月に２回の計３回、山科にある劇団ケセラ・セラさんのホームスタジオにて行われました。初回の８月の練習、これがとても印象的でした。なんといっても、ケセラ・セラの役者さんのパワフルな演技と歌。自分も練習に来ているという立場を忘れて、おおすごいな～とお客さん気分で感動していました。年齢が一回りも二回りも違う、下手すると自分の親ぐらいの世代のケセラ・セラの役者さんが、すごくいきいきとした身体、声の使い方をするんですよね。年齢的に若いはずの自分なんかじゃとてもまねできない。こころなしか演技外の普段の立ち居振る舞いもステキで、すっかり魅了されてしまいました。お芝居､役者ってやっぱりいいですね（真面目な話、「趣味」としても、お芝居・演劇がもっと一般に広まればいいのになとも思いました。表現力が豊かになって、いつまでも若々しくいれる良い趣味になりそう！と思ったりもしました）。

さて、ケセラ・セラさんの舞台は、吉本新喜劇や松竹新喜劇のような笑いあり涙ありのコメディタッチ。だからこそ、成年後見制度という、少し

お堅い、そして少し深刻なテーマをわかりやすく観ていただけるのだと思いました。なんだかんだと言いながら迎えた本番当日、向日市社会福祉会館の会場はほぼ満員、約１時間の舞台にお客さんからは笑いがあふれ、また、深刻なテーマの部分ではしっかりと見入って頂きました。アンケートにも「ミュージカルで楽しく学べました」「今まで受けた講演では専門用語が多くてわかりにくかったが、ミュージカルで後見人の役割がよくわかるようになりました」等、とても好評な感想を頂きました。コメディタッチのミュージカルだからこそのとっつきやすさ、わかりやすさだなと思いました。私はと言えば、本番、セリフはいくつか間違えるわ、踊りではやっぱり手と足が同時に出るわで、いろいろと間違えましたが、お客さんにも喜んでいただき、終演後、とても大きな充実感を感じました。

ミュージカルの終演後、第２部が始まり、辰見信明会員、田中亨会員、東恭子会員による成年後見制度のポイント解説を行いました。アンケートを読ませて頂くと、この２部構成というのも功を奏しているなと思います。緩急織り交ぜて、後見制度について理解を深めていただけた、とても良いイベントだったのではと、一会員、一役者（笑）の立場として感じました。

成年後見制度はこれからますます需要が高まっていく制度かと思います。一方、用語等が難解で理解して頂きづらい部分もありますので、このような公演・イベントが増えて、市民のみなさんに身近に感じてもらえる制度になればいいなと思います。

余談ですが、ケセラ・セラの役者の方との雑談の中で「司法書士さんだけで劇団作ったらええんちゃう」というご提案（？）がありました。いつか実現できるといいですね（笑）。　以上、ミュージカル公演の体験記でした。

リーガルサポート

# 「親族向け成年後見人養成講座」開催報告

リーガルサポート京都支部　稗田一義

平成24年10月14日（日）、京都司法書士会館及び福知山市の中丹勤労者福祉会館において、親族向け成年後見人養成講座を開催しました（主催：リーガルサポート京都支部、後援：京都司法書士会）。本講座は、当支部としても初めての試みとして、テレビ会議システム「フレッシュボイス」を利用し、映像生中継方式で行い、京都会場は23名、福知山会場は13名の参加がありました。

講座は、前半と後半の二部構成で、前半（京都会場）は堤瑠衣子会員による「成年後見人としての心構えと就任直後の職務」についての講義、後半は上田浩平会員（福知山会場）による「就任中と任務終了に関する職務」についての講義が行われました。

前半の講義では、そもそも後見人とは何のためにあるのかといった成年後見制度の基本的な説明、後見開始申し立てから審判確定までの具体的な手続きの流れの解説、財産目録の作成などの後見人就任直後の職務についての説明がされました。

後半の講義では、後見人の日常的な業務である財産管理や身上監護について、具体的な事例や経験談を交えながら分かりやすく説明がされました。また、居住用不動産の売却や株式等有価証券の処分を検討する際の注意点、家庭裁判所への報告、後見終了時の事務等についての説明もされました。

参加者の皆さんは、比較的若い方から高齢者の方まで幅広い年齢層の方が来られ、前後半合わせて２時間という長時間の講義にもかかわらず最後まで熱心に耳を傾けておられました。

質疑応答の時間では、京都会場・福知山会場ともに参加者の方々から数多くの質問があり、基本的な質問から実際の実務に関する細かい点についての質問まで、質問の内容も多岐にわたりました。予定していた質疑応答時間を超過するほどで、参加者の皆さんの成年後見に対する関心の高さが伺えました。また、福知山の会場では、講座終了後も個別に質問や相談をする方もおられ、そのような姿を見ながら、今回のような成年後見に関する講座や相談の機会をもっと増やす必要があると感じました。

成年後見制度が社会で徐々に認知されていくのに比例して、一般市民からの成年後見制度に対する期待やニーズは高まってきています。成年後見についての知識をもっと広め、一般の方が成年後見制度を利用しやすい環境を構築していくという観点から、今回のような講座は非常に有意義な事業であり、今後も引き続き定期的に開催していくべきだと思いました。

リーガルサポート京都支部では、成年後見制度普及活動の一環として、今後とも一般の方々の支援活動に取り組んでいきます。

講座の様子（京都会場）

# 京都司法書士会調停センター認証 1年を迎えて

相談事業部長　浅　井　　健

平成23年11月11日京都司法書士会調停センター（以下「センター」という。）が法務省の認証（認証番号第108号～法務省ＨＰ「かいけつサポート」参照）を受け、平成24年１月23日に開設された。実稼動は３月からとなったが、平成24年３月16日に開催したセンター設立記念イベントにおいては、一般、報道を含め108名の参加があり、また、その模様が京都新聞、ＫＢＳ京都において報道された。

センターの特徴は、二つある。一つは弁護士会との協働による調停の実施である。普段の相談で接する機会の多い遺産分割のトラブルについて、不動産登記が絡む事案という制約はあるが、司法書士が持つ代理権の範囲を超えて紛争解決に携わることが出来ることは画期的なことである。他の司法書士会においては、現在のところ愛知県会のみ弁護士会との協働体制をとっている。（東京会、福岡会は弁護士との個別契約で、弁護士会との協働体制ではない。）もう一つは同席による対話調停の手法を用いていることである。同席による対話調停は、司法書士会が運営する調停機関では一般的（大阪会除く）であるが、裁判所や他の民間調停機関においてはむしろ特殊な手法である。紛争当事者が同席すること自体想像できないからであろう。逆に考えれば、それら当事者が同席による対話調停に参加すること自体、解決への大きな一歩を踏み出しているのである。

ただ、実際の調停現場では、感情のぶつかり合い、主張のぶつかり合いで大変なことも多い。とかく調停員になると「解決してあげないといけない」とか、「法的に的確な判断をしないといけない」と考えてしまう。確かに重要なことだが、対話調停の主体は当事者であって、調停員が解決してあげるものではない。解決しようとすると、調停員が落とし所、つまり妥協点に当事者を説得・誘導をしてしまいがちになる。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（通称ＡＤＲ法）では、紛争当事者の「自主的な紛争解決努力を尊重する」とあるが、対話調停においては当事者に対し、「紛争解決のための妥協する努力」は求めないのである。調停員が丁寧に当事者のガス抜きをし、感情の裏にある要求を把握し、当事者に対して「気づき」を与えられれば、話し合いは良い方向に向かって行くものである。相互コミュニケーションを活発にし、当事者に気づきを与えるために、調停員には高度なコミュニケーションスキルが要求されるが、当会では研修体制を充実させているので、関心のある方はぜひ参加していただきたい。

この同席による対話調停の技法は、メディエーションと呼ばれ、その技法を用いる司法書士会全体の調停機関の成果について、法務省など関係機関の関心は高い。このメディエーション手法は、学校においてはピア・メディエーションと呼ばれ、学校での揉め事やいじめ対策に活用されつつある。また、医療においても患者と病院のトラブル対処のため、医療メディエーションを検討・実践する医療機関も増えてきている。センターの紹介記事をきっかけに、医療機関からセンターの調停員に対し、メディエーション手法の研修を依頼され、近々開催の予定である。

しかしながら、センターを含め、メディエーション手法による調停を実施する司法書士会の調停機関は、一部を除きその利用件数は低迷している。そもそも調停というと、すぐに裁判所の調停が思い浮かぶし、ＡＤＲというと、何それ？というのが一般の方々（あるいは会員も）の感想であろう。センターの現状は、６月までに４件の申立があり

滑り出しこそ順調であったが、この原稿を書いている時点では新たな申立がなく、利用相談の件数を含めても７件にとどまっている。その理由は、利用相談の案件が新聞報道、パンフレット、消費生活センターからの紹介で、当会会員からの紹介事案が少ないからであろう。

トラブルを抱えた相談者が来たとき、解決のため最善な選択肢を提供し、それを代理として実践、あるいは書面作成で支援していくことが我々の使命である。その選択肢の一つにＡＤＲがあるということを認識していただきたい。センターの手続案内、パンフレットについては全会員に配布済みで、会員向けホームページにも調停センターの案内があるので、ご確認願いたい。（相談センター・法テラス関連の項目内）また、中京大学法科大学院教授の稲葉一人先生が、平成24年の新年特別研修会で「司法書士とＡＤＲ」と題し、紛争解決に対する司法書士の関わり方について講義された内容が映像配信されている。紛争解決手段としてのＡＤＲのありかたについても詳しく述べられているので、ぜひご覧いただきたい。

センターとしても、会員並びに一般への周知を図り、取り扱い事案を増やし、実績を積み重ねて行きたいと考えている。今までの相談事案は、パワハラ、遺産分割、共有物分割、損害賠償、敷金返還請求など多岐に渡る。特に登記が絡む遺産分割や共有物分割については、日々の相談で遭遇することは多いであろう。そのような場合、弁護士の紹介や、家裁の調停を紹介するのと同時に、センターの調停手続を選択肢の一つとして紹介していただきたい。また、遺産分割だけでなく、相手方との関係性を保ちたい事案であれば同様である。

今後とも、センターの活動に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

# 『特例有限会社の商号変更による通常の株式会社への移行』に伴う本店移転、支店設置等

洛央支部　黒　木　孝太郎

**【はじめに】**

これまで、私は、『特例有限会社の商号変更による通常の株式会社への移行』の登記の依頼自体、そんなに多く受けてはないのですが、忘れた頃にやってくる依頼の際、いつも「あれ？どうやったかな？なんでやろ？」と迷ってしまうのが、株式会社への移行と同時にする本店移転、支店設置等でした。

なんとなく、「受験時代に同時にはできひんって習ったなぁ」と憶えてはいるのですが曖昧な知識のまま、今までふらふらと過ごしてきてしまいました。

そこで、会報の原稿依頼がなぜか私に回って来たのをいいことに、もう一度、そのあたりの事を勉強し直すことにしました。

なお、本稿を作成した後でも、私自身、知識が消化しきれていない部分が少しありますが、そのあたりは、暖かい目で読んでいただければ幸いです。

また、参考文献として、『商業登記ハンドブック第２版（商事法務）』、『登記研究第701号、第702号、第770号、第771号（テイハン）』『商業登記全書第６巻（中央経済社）』を使用しました。

**【株式会社への移行の手順】**

特例有限会社は、定款を変更してその商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることができるとされており、また、その当該定款変更の効力は、移行の登記によって生ずる（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第45条）とされています。

そして、特例有限会社が上記の定款の変更をする株主総会の決議をしたときは、本店の所在地においては２週間以内に、支店の所在地においては３週間以内に、当該特例有限会社については「解散」の登記をし、商号変更後の株式会社については「設立」の登記をしなければならない（整備法第46条）とされています。

また、これらの「解散」及び「設立」の登記申請は、同時にしなければならず、登記官は、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならない（整備法第136条第21項、第23項）とされています。

したがって、単純に商号のみを変更して特例有限会社から株式会社へ移行する場合の手順は、まず、定款変更（商号中に株式会社という文字を用いる商号変更）をしたうえで、特例有限会社については「解散」の登記、商号変更後の株式会社については「設立」の登記を同時に申請することになります。

**【商号以外の事項の変更】**

移行による株式会社の設立の登記においては、移行の登記の時に効力の生じた事項は、原則として、移行による設立登記の登記すべき事項として記載して差し支えないとされています（平成18年３月31日付法務省民商第782号民事局長通達）。

通常の株式会社への移行の際、商号以外の事項の変更を併せて依頼される事は多いと思いますが、上記通達により、原則として、移行の登記の時に効力の生じた事項は、設立登記の登記すべき事項として併せて申請することができます。

また、登録免許税に関しては、移行による「解散」、「設立」、「資本金の額の増加」以外の変更登記を含む場合であっても、当該変更登記に係る登録免許税は加算する必要がありません。将来的に変更す

る予定のある事項があれば、移行の際に一緒に変更しておいた方が節税にもなりますし、合理的だと思います。

**【移行と同時にする本店移転、支店設置等】**

やっと、本題です。

上記の様に、移行の登記の時に効力の生じた事項は、原則として、移行による設立登記の登記すべき事項として併せて記載して差し支えないとされています。

しかしながら、特例有限会社の解散登記及び商号変更後の通常の株式会社の設立登記の申請と併せて登記申請した場合に、「公示上支障の恐れのある登記」又は「登記の実行が困難となる登記」は、移行による設立登記の登記すべき事項として記載することは出来ないとされています。（なお、本店移転等の効力自体を否定するものではないため、連件で申請した場合には、受理されます。）

そして、併せて申請できないものとして、以下の４つがあります。

**１．本店移転 の登記**

（同一登記所の管轄区域内における本店移転を含む。）

＜理由＞

移行による設立の登記には、会社成立の年月日、特例有限会社の商号並びに商号を変更した旨及びその年月日が記録されますが、特例有限会社の本店は記録されません（整備法第136条第19項）。そのため、登記記録上、特例有限会社と移行後の株式会社との連続性を確認することができないという公示上の不都合が生じるためとされています。

**２．支店設置 の登記**

（本店所在地を管轄する登記所の管轄区域内又は既設の支店所在地を管轄する登記所の管轄区域内に設置する場合を除く。）

＜理由＞

新たな支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に本店又は他の支店がない場合には、特例有限会社の既存の登記記録がないため、支店の所在地において「解散」の登記の実行が不能となります。そのため、特例有限会社の「解散」及び移行後の株式会社の「設立」の登記申請は、同時にしなければならない（整備法第136条第21項）との整備法の規定に沿うことができないからです。

**３．支店移転 の登記**

（支店所在地を管轄する登記所の管轄区域内における移転を除く。）

＜理由＞

①当該支店の旧所在地においては、特例有限会社の登記記録を閉鎖することとなります。そのため、商号変更後の株式会社の「設立」及び特例有限会社の「解散」登記をすることが出来ず、特例有限会社の「解散」及び移行後の株式会社の「設立」の登記申請は、同時にしなければならない（整備法第136条第21項）との整備法の規定に沿うことができないからです。

②ある登記所について初めて支店を設ける支店移転の場合、上記２の支店設置と同様に、特例有限会社の既存の登記記録がなく、支店の所在地において「解散」の登記の実行が不能となりますので、特例有限会社の「解散」及び移行後の株式会社の「設立」の登記申請は、同時にしなければならない（整備法第136条第21項）との整備法の規定に沿うことができないからです。

**４．支店廃止 の登記**

（本店所在地を管轄する登記所の管轄区域内の支店又は廃止する支店所在地を管轄する登記所の管轄区域内に他の支店がある場合を除く。）

＜理由＞

当該支店の所在地においては、上記３支店移転の＜理由＞①と同様に、特例有限会社の登記記録を閉鎖することとなりますので、商号変更後の株式会社の「設立」及び特例有限会社の「解散」登記をすることが出来ず、特例有限会社の「解散」及び移行後の株式会社の「設立」の登記申請は、同時にしなければならない（整備法第136条第21項）

との整備法の規定に沿うことができないからです。

結局、本店移転に関しては、株式会社の登記記録に移転後の本店が直接記載されると当該登記記録から商号変更前の特例有限会社の登記記録を探索できなくなる不都合が生じるので、『不可』、支店設置等に関しては、なんか出来てもいい登記があるような気もしてきますが、整備法第136条第21項の規定に沿わないので、『不可』、ということになります。

【おわりに】

本稿では、『特例有限会社の商号変更による通常の株式会社への移行』に伴う本店移転等という、移行に伴う役員の任期、代表権の帰趨、機関設計の変更、募集株式の発行等の問題に比べてマイナーな分野の検討でした。

本稿作成後でも不安な点がかなりあります。でも、そのあたりは実務を通しながら明確にしていくことになるんだろうと、都合のいいことを考えています。

会 員 寄 稿

# ある委員のつぶやき

月報発行委員会委員長　松　本　　尚

初夏のある日の夕暮れ時、京都駅で新幹線を待っていた。いつもであれば30分に１本しか電車の来ない無人駅で家路に着く電車を待つ時間であるが、その日は事情が違った。月報司法書士の委員として日司連通常総会の取材に向かうためである。電車に乗り込み席に座る。夕闇をひた走る新幹線の中でぼんやりと窓の外を見ていると、月報発行委員の仕事を始めて５年経ったということが頭の中をよぎった。

平成19年、自分は大阪会から京都会に登録移転した。それとほぼ同時期に月報司法書士の発行委員になって欲しいとの打診があり、そこから月報との長い関わりが始まった。委員会は毎月、東京で行われる。初めて日司連会館に入り委員会に顔を出したとき、そうそうたるメンバーが山のようにある議題をテキパキと処理して時に白熱した議論をする様を見て、月報はこうやって出来るのかと思った。と同時に議題となっていることが１ミリもわからず、自分は何をしにやって来たのか戸惑ったというのが最初の印象であった。２回目の委員会の時、とある仕事が与えられた。京都産業会館の「きらっ都プラザ」で行われる法教育ネットワーク創立記念シンポジウムを取材することであった。本来であれば取材というものは２人１組で行い、新米は先輩に色々教えてもらうものなのかもしれない。しかし、月報の取材は１人で担当することが多い。取材という行為そのものが初めてであるし、第一誤った事実を記載したらどうしようかとその時は不安で不安で仕方なかった。当日は会場にて必死でメモを取り、何か動きがあるとインスタントカメラで写真を撮った。そうして集めたメモや資料を下に原稿を書いていった。暑い最中、扇風機の風で涼を取りながら手を真っ黒にして作文用紙に下書きしていたことを今でも時折思い出す。この取材を皮切りに大阪、滋賀、遠方では広島、新潟、仙台まで行くこともあった。

時として馴染みの薄い分野の取材に出くわすこともある。最近では債権法改正や信託法のシンポジウムがそれに当たるのであろう。こういった場合はバックグラウンドの知識が乏しいため、原稿を書く前に関連する書籍を買って一通り読んでから書くことが多い。内容を押さえると原稿を書く段階になるけれど、大抵は作文用紙を何度も丸めたりしては推敲を重ねていき、原稿が出来ると大体５回～６回読み直して仕上げるという行程を辿る。そうすると、いつも締切寸前となってしまう。

研修の取材等より、もっと大変なのが毎月の特集を企画することだ。特集は各委員が割り振りで担当することになっており、テーマを決めて執筆候補者を探し出す。企画書を発表する会議に向かうときは、いつも企画書とにらめっこの状態で、どう発表して乗り切ろうかと腐心する。でも、大抵は色々な意見が付き改訂を余儀なくされる。とはいえ委員の意見は貴重で、その意見を参考に組み立て直していくと見違えるように良い企画書に生まれ変わることもままある。以前、自分が会社法の特集を企画して執筆候補者も決まり、あとは執筆依頼をかけるというステップにまで進んだときのこと、そのときは法務省民事局の方に書いてもらう予定になっていたが、執筆の趣旨がわからないので説明して欲しいと言われたことがあった。若輩司法書士が法務省に電話することにものすごく緊張してしまい、直立不動になって担当の方と電話をしたことがあった。また他の委員が不動産決済を特集で取り上げることになっていたとき、京都方式の決済が話題に上がり特集の中に組み入

れることになった。このときは自分が執筆候補者を探すことになり、１週間以内に適任者が見つからない場合は自分が書くという条件が付いていた。確かに自分は京都会の人間であるが、だからといって京都方式の決済なぞ書けるわけがない、いや恐れ多くて書けないと思い、書いてくれそうな人を探した。そして森木田一毅会員にたどり着くことが出来た。氏は快く引き受けて下さり、原稿も非常に立派なものであった。もしあのとき、適任者が見つからず自分が書く羽目になっていたら文章をつなぎ合わせただけのただの作文に落ち着き、異論反論が相次いで「炎上」していたのではないかと言う気がしてならない。

いつしか新幹線は夕暮れを通り抜け漆黒の闇夜の中を力走していた。一体、この電車は時速何キロで走っているのであろうか。しかし、時が経つのは新幹線よりも速いように感じる。「きらっ都プラザ」でカメラを握って、あちこち写真を撮っていたのはほんの数ヶ月前の出来事で自分は何も変わっていないように思えるのに、既にあの時から５年の歳月が過ぎた。そして、自分も月報発行委員会の委員長になっていた。今までは何を題材にしてどう書くのかということに力点があったが、書かれた原稿や取り上げるべき題材をどうまとめるのかに力点が変わったように思える。時に難しい判断や辛い決断が求められ、一人、事務所で思い悩むこともある。それが「長」の務めであるということに気づいたのは、つい最近のことだ。だが、辛いことばかりではない。辛いだけでは、４年も５年も月報の委員をやっていることはなかったであろう。取材で遠方に行けば、京都とは違う空気を味わうことができ、ご当地グルメが取材の疲れを癒してくれる。何より自分の組んだ特集や企画又は自分の書いたレポートが、読者の「勉強になった」「印象に残った」という感想となって出てくれば小躍りしてしまう、これが企画した者の醍醐味なのかもしれない。それに委員会の雰囲気もわきあいあいとしていて各委員とも仲が良く、委員会後に懇親会があると帰りの新幹線の時間を忘れてしまいそうになるくらいだ。

ところで、月報発行委員の委員長になって心がけていることが一つある。それは自分の代で月報司法書士の質を落とさないということ。これはもう意地に近いものなのかもしれない。アンケートを見ていると取り上げたいテーマとして多種多様な話題が持ち込まれてくる。さらに、普段の会話や研修の講師の話にヒントを得て企画を作ることもある。そうやって多くの意見を取り入れて様々なニーズに応えられる媒体にしていきたいという思いが自分にはある。自分の「長」としての残された期間はあと数ヶ月。速くて止まることのない時間の中で、月報司法書士を更に身近なものにできるよう頑張っていきたい。

会 員 寄 稿

# 「将棋で養う人間力」

丹後支部　岩 﨑 文 宏

不測の事態というものは、どんなに注意を払っていても起こり得るものです。取引の立会現場で、思いもよらぬ難題に直面しパニックに陥ってしまい、「冷静になれ。」と自己暗示をかけた経験は誰にでもあるでしょう。私などは、周到に立てたはずのその日の予定が、ある事がきっかけで大きく狂わされてしまったような場合には、人生の意外性というものを強く意識してしまいます。

それでは、日頃から不測の事態に対応する力を着けるにはどうしたらいいのでしょうか。その手助けをする手段の一つとして、私は将棋をお薦めします。

私にとって、将棋とはまさに空気のようなものです。身の回りに自然に存在しますし、無ければ息苦しくなってしまいます。例えば、自室には棋書が雑然と積んでありますし、新聞や雑誌の将棋欄や詰将棋には必ず目を通すようにしています。

私が将棋を本格的に始めたのは、中学生の頃でした。ある日一冊の入門書を買ったのがきっかけで、見事にハマってしまったのです。その本には、プロ棋士の端正な対局姿を捉えたモノクロ写真が載っており、私はそれまで見たこともない世界に惹込まれました。以来、夢中で定跡や手筋を覚え、棋譜並べと詰将棋に没頭し、地元の同好会や大学のサークルなどで数えきれないほど指しました。そして、気が付いたら四十年近い付合いとなってしまいました。

私が感じる将棋の魅力は、「変化無限」と「逆転」にあります。どの将棋も最初は同じ陣型でスタートするのに、数十手進んでみると、全く前例のない局面になってしまいます。それは、まさに対局者二人だけが創り上げた特別な世界なのです。また、将棋はチェスなどと違って、世界で唯一取った駒を使えるゲームなので、必然的に逆転が多くなります。敗色漂う戦場に、突如として副将格の飛車や角が加勢に駆けつける場面を想定してみてください。味方の士気と戦力は一挙に高まり、形勢を大きく左右することになるでしょう。

ところで、将棋の指し手の考え方は、「直感・読み・大局観」の三つで成立っていると言われています。直感というのは、いわゆる“ひと目”の手です。人間の脳の優れた点で、第一感の手が正着（悪手でない手）であるケースがほとんどなので、まずはその手から読みを進めていきます。

読みの基本は、「三手の読み」です。すなわち、自分がこう指す、相手がこう来る、それに対してこう指すの積重ねです。けれども、二手目はまさに深い霧に包まれていて、何十手先まで読んでも、二手目でいきなり思いもよらぬ手を指されて長考を余儀なくされることもしばしばです。日常生活でもそうですが、相手（他人）の考えていることを推量るということは、極めて困難な作業であると言わざるを得ません。

そして、一番大事なのが大局観です。大局観とは、その局面の形勢判断に基づく読みの指針とでも言いましょうか。形勢判断は、駒の損得・駒の働き・玉の堅さ・手番などの要素から総合的に導き出されますが、これにより、やや優勢だとか明らかに劣勢だなど、自分なりの判断を下すことができます。その上で、今は攻めるべきか守るべきなのか、攻めるにしてもどれくらいのスピードが必要か、自玉はどのくらい安全か、相手に渡してもいい駒は何かなど、大局観を駆使して読みの方向性を定めるのです。

以上をイメージすれば、直感→読み→大局観→読み→大局観とでもなりましょうか。しかし、実

際はそれに持時間・その対局の重要度・体調・個性・相性などの要素が加わって、局面を巡る考察は複雑化するばかりで、何が正着なのか判然としないまま指してしまうケースがほとんどです。

それでも、熱心に棋書を読み実戦を重ねていくうちに、読む力は勿論のこと、判断力・洞察力・適応力・決断力や集中力・忍耐力に至るまで、誰でも自然に身につけることができます。そして、これらの能力は、実は私たちの日常業務や人生のあらゆる場面において必要とされるものに他なりません。従って、これらを「人間力」の一つの側面と解釈しても決して的外れとは言えないでしょう。という訳で、将棋は人間力を養うための効果的なアイテムであるという結論に一応達しておきましょう。

最後に、とっておきの上達法を。それは、将棋に限ったことではありませんが、その対象を好きになる、楽しむということです。何事においても順風満帆なことばかりではありません。時には何をやってもうまくいかず、苦痛を感じ、投げ出したくなることもあるでしょう。そんなとき、嫌々ながら取組むよりも、「そんないい手（手段）があるのか。」と素直に感動したり、「次は失敗しないようにしよう。」とポジティブに考えたりした方が良い結果が出るに違いありません。勝って喜び、負けて成長する。その循環の中で私たちは生きているのですから、楽しまない手はないでしょう。

※広報部注
岩崎会員のご賞歴
昭和57年
春季中四国学生将棋大会個人戦　４位
平成16年・23年
アマ名人戦両丹地区大会　優勝

会 員 寄 稿

# 私の趣味は Shall we ダンス

洛北支部　大日（おおくさ）　喜美子

私の本業は、もちろん司法書士です。そして副業は社交ダンスの教師です。

幼い頃からずっと日本舞踊を続けており、邦楽・洋楽を問わず音楽にのって自己表現することが大好きでした。でもやっぱり日舞より華やかでソーシャルなダンスに憧れ，それが高じて教師になり、ダンス教室 With を開きました。

毎日、夕方４時になると２階の司法書士事務所の仕事を終えペンを置き、１階のダンスホールへ降りてダンスシューズに履き替えます。その階段の上り下りで硬から柔へ、静から動へ変身していく自分をとても面白がっています。

社交ダンスは適度な運動と、心に沁みるステキな音楽・ウキウキするパートナー等、楽しい事がいっぱいで、身と心の、どの角度からみてもアンチエイジングの最たるものです。皆様方も是非ご参加を……と、ご案内したいところですが実は違います。

司法書士会の皆様には、隠さず本音を言います。日頃のモヤモヤを聞いてもらいます。

本当はこれほど腹の立つスポーツは無いと思います（もしかしてフィギュアスケートのペアもそうかも）。まず、男と女がカップルを組むということが永遠の難点です。

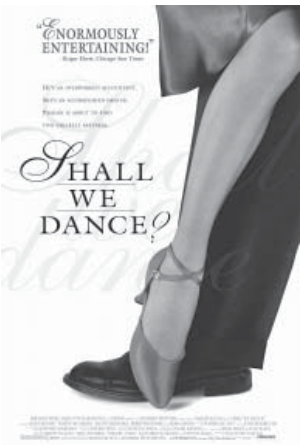


私にもパートナーがいます。教室では一緒に協力して生徒さんを教えています。なごやかに笑いを交えレッスンした後は、皆さんとサロンスペースで憩い、うまくやっているのですが…、いざ自分達のカップルダンスとなると、あの穏やかさはどこへいくのでしょう。どうしても相手が許せない。心の中で 「**ヘタクソ！アンタ**のせいで踊れへん」と、お互いが相手を罵倒している。社交ダンスとはそういうものなのです。男と女が組み合って体の少しの接点から相手の動きを感じとり、ひとつの踊りを演じていくわけだから、頭に描いた踊りを体を通じて伝えられなかったらそれはもうアカンのです。踊れない！音楽にのれない！美しくない！そこで「**もう！ヤメタ！**」になる。何度も何度もそう思う。けど、私は、その一歩手前で必死に踏ん張ってます。こんなにまでして二人で創りあげた踊りが、最高のデモンストレーションになった時、気分は金メダルゲットだからです。　そして又次がほしくなる。メダルはいくつあっても良いものですしね。

と、ここまで書けば読者はきっと映画「shall we dance」の役所広司・草刈民代みたいな若く美しいカップルを連想されてるのでは…？ザーンネンでした。

実は、私70歳・パートナー 62歳です。もうええかげんに枯れてもいい領域なのに、日々汗びっしょりでがんばっています。

以上、踊る司法書士 大日喜美子でした。

会 員 寄 稿

# 北の大地のスナップ

城南支部　信 田 尚 志

北の大地には、雪と氷に閉ざされた冬にしか出会えない動物たちの世界のひとつ、それは、野鳥です。その代表的な野鳥は、①国の天然記念物タンチョウ、現在1,000羽以上が生息し、鶴居村で越冬。②ロシアのアムール川から流氷が網走、ウトロ、羅臼等に接岸、その流氷とともに知床半島へ飛来するオオワシ、オジロワシ。③数千羽のオオハクチョウが世界有数の飛来地の屈斜路湖、トーフツ湖等々へ飛来。そして、美しい白い世界の雪原や流氷に舞う彼らは、まるでメルヘンの世界そのもので、この季節ならではの美しい姿を表します。そのほんの一端をスナップしました。ご覧ください。

会 員 寄 稿

# 「オジサン」たちの山歩き

洛央支部長　宮 西 徳 明

ひ弱な（？）小学生だった私を心配して親がボーイスカウトに入団させました。そこには学校では経験できないハイキングなどの野外活動や野営というキャンプでの集団生活が一杯ありました。最初はスカウト活動が苦手だった私も徐々に慣れ親しんできました。

それがきっかけで立命館高校に入ると山岳部に入部しました。ボーイスカウトのように京都の山ばかりでなく、他府県の山に登るため、リュックにブロックの重りを入れて近くの山で訓練登山をしたり、落ち葉や小枝を燃やして飯盒炊爨（はんごうすいさん）するのでなく、「ホエーブス」というガスバーナーを使って料理を作るのがすごく新鮮だったことを覚えています。

立命館大学では学生法律相談部に所属し法律を学ぶ傍ら、高校の山岳部のＯＢ会の仲間と山に行き、社会人になりたての先輩からは会社勤めの厳しさを教えてもらっていました。

卒業後はしばらく山を離れていましたが、先輩の「オジサン」たちに誘われ、30代半ばから再び北山を歩き始めました。高校の頃は木材搬出用に木に油を塗った「キンマ道」（木場道）がそこら中にあったのですが、今は山地図にもない「広域林道」が突如現れたりします。が、地域によっては木の手入れが行き届かず、山が荒れているところも多くなりました。

昔は三条京阪や出町柳から休日に増発された京都バスでギュウギュウ詰めにされながら北山の登山口まで行きましたが、バスの本数も減り、「オジサン」たちは例えば２台の自動車を利用し、１台は下山口に置き、もう１台で登山口に行くなどの「ワザ」を使っています。

夏場には下山してから「山村交流の森」や「綾部温泉」「マキノスキー場」などの風呂に入ることもあります。

先輩が立てた山行計画に私が同行することが多いのですが、どこであれ自然の中で時間を過ごすと日常から離れた解放感が得られます。

今もボーイスカウトのＯＢ会に行きますが、少子化のため現役スカウトが減り、ＯＢや父兄のほうが多いくらいです。また、高校の山岳部は「廃部」となって久しいです。

「山ガール」が流行だそうですが、私はほとんどお会いしたことがありません。むしろ、山ではもっぱら私より年長の「オジサン」「オバサン」たちが大活躍です。

変わらないのは会社勤めの先輩の愚痴から「宮仕え」の厳しさを学び続けていることでしょうか？

妻の弟、石田研修部長と（朽木村）

会 員 寄 稿

# 「ゆでガエル」からの脱出

中丹支部　吉 田　　功

最近、私の末っ子（小学３年生）がテレビで私たちが子供のころやっていた藤子不二雄のアニメの再放送を見て、主人公がタイムマシンで未来にいったところ、未来では10万円が100円くらいの価値しかなったという話をやっていたが意味がわからないと言ってきました。藤子不二雄のマンガやアニメではこの手の話はよく出てきて、私が子供の頃は、理屈はわからないが時とともに物価は上がるものだとなんとなく思っていました。しかし、平成生まれの今の子供に時間とともに物価は上がっていくものだといっても実感がないのかもしれません。

同じように子供の頃の私は藤子不二雄や手塚治虫のアニメを見て、科学がすすめば人間の暮らしが豊かになると思ってました。コンピュータや機械が人間に替わって仕事をしてくれるので、人間は労働から解放されて文化的な活動をしていればよいというような世の中になるのものだと思っていました。しかし、実際にコンピュータやテクノロジーの進化によってもたらされたのは、人間の労働機会の奪取、人間の労働価値の低下でした。失業が増え、賃金は下がりました。思っていたのとは、逆の結果です。

このまま生産性や効率性で人間がコンピュータや機械と争っても、人間がコンピュータや機械に勝てるとは思えません。現在は事業を管理するのはそれでも人間の仕事ですが、感情がある人間は不合理な決定もするので、人工知能が進むと管理業務も機械やコンピュータの仕事になります。そうなると労働や生産に人間の価値を求めると、人間にはますます価値がないということになります。価値のない人間は機械に支配されるべきでしょう。映画「マトリックス」や「ターミネーター」の世界の完成です。

人間が機械に支配されないようにするには、人間の価値の中心を労働に置くことをやめて、機械やコンピュータができないこと、消費に置くようにする必要があるのではないでしょうか。そして、この価値の転換が今の停滞した社会状況を打破することにつながるように思います。

まず、お金に対する考え方です。お金は血と汗の結晶ではなく、輪転機を回すといくらでも出来上がる印刷物です。この印刷物は人間の消費を媒介するために存在します。お金は使うためにあるのでありますから、本来の使いかたをした人が尊敬されます。必要以上にお金を貯める人より、使う人のほうが尊敬されます。世界中で何十兆円も稼いでおきながら、社内に何兆円も留保するような会社は、社会からいただいた恩恵を社会に還元せずにため込んでいるのですから、全然だめということになります。一生食っていける資産がありながら、なお節税対策に励んでいたり、お金をため込むのはダメです。

かかる価値の転換があれば、みんなお金をどんどん使いますから、世の中どんどんお金がまわって、司法書士の仕事も増えて万々歳ということにならないでしょうか？今のデフレよりバブルの方がずっとよかったような気がします。物質的に豊かだっただけじゃなく、音楽などの文化的にもずっと豊かだったような気がします。

生活保護にしても、人権の面からだけでなく経済対策としても活用できるのではないかと思います。今みたいに生活保護の受給に対する社会の消極的な風潮をあらためて、逆に保護費の支給の水準を高める。国は何があってもとことん面倒をみることを保証する。その代わり支給された保護費

は必ず全額使ってもらう。生活保護費について税金の無駄遣いという考えもあるようですが、生活保護受給者が支給されたお金やサービスを100％消費すれば、投入した税金は100％社会に還元されるのですから、これほど効率的な公共事業はないように思います。人間の価値は労働より消費にあるとするなら、働かずに、あるいは働いていても収入が少ないために、生活保護を受給してその代わりそれを100％使い切ることは立派な社会貢献です。国は少しくらい贅沢ができる生活水準を必ず保証するということになれば、年金制度と生活保護を一本化してもいいくらいです。お金のある老人は自分のお金で生活してもらいますが、たくわえが尽きても大丈夫です。国がすこし贅沢できる生活を保障します。その代わり支給されたお金は100％消費してもらいます。となれば、老後の心配もなくなり、老人たちがお金を使ってくれるようになります。老人のお金が若い世代に回って、若い世代も豊かになります。

そんなことをすれば、国の財政が破綻してしまうという意見もあると思います。しかし、今のまま進んで、財政は破綻しないのでしょか。そんなことはありません。財政が破綻するという人たちは今のままでは、ダメだといいます。かかる意見を持つ人たちは消費税を上げて、歳出を減らさなければならないといいます。しかし、その結果、税金があがって、公共事業が減って経済が委縮して、国の歳入が減って、また赤字が増えて、お金がある人は将来のためにお金をため込むの悪循環です。人間がちっとも幸せになりません。将来的に財政が健全化して、財政が健全化すれば人間が幸せになれると確約してくれるのなら我慢もしようがありますが、その見込も全くないのに、段階的に高税率高負担、緊縮財政政策をとられても、いたずらに苦しみが伸びるだけです。いわゆる「ゆでがえる」状態です。古代エジプトの時代から国は壮大な無駄をつくって国民を食わせるために存在してきたのですから、国民に苦しい生活を強いる国なら、いったん破綻して新しい国をつくったほうがいいのではないかと思います。ギリシアとちがって日本はいくらでも自前でお金がすれるし、外国に借金しているわけでもないので、そもそも財政が破綻するというのはよくわかりません。素人的には必要なだけお金をすって借金をうめればいいように思います。何が言いたいのかというと、国はパーッとお金をつかって、お金をばらまいて国民を幸せにしましょう。歳出削減の為の仕分けなんてものはいりません。せっかくばらまいたお金を途中で蓄えるような者がいないように監視する必要があるだけです。

生活保護費が増大してるとか、生活保護者の医療費が財政を圧迫しているので、生活保護者へはジェネリック医薬品を処方しようというような報道ばかりですが、国は生活に困窮したものを見捨てます宣言のように聞こえます。福島もそうかも知れませんが、この国ではお金がなくなったり、生活が立ちゆかなくなっても国は助けてくれないように思います。それでは安心してお金を使えません。自分でなんとかしないといけません。そんな国では息苦しくって、若者は将来の希望がもてません。

京都司法書士会の中には貧困や生活保護者に取り組んでいる会員がいます。正直を申しますと最近まで私はそんな活動に共感できないところもありました。しかし、ここまで貧困や失業が日本だけでなく、世界的な問題となってしまうと、貧困失業対策というのは、弱者保護という社会的運動の域を超えて、停滞した人類の社会に対して価値の転換を迫り、人間にとって幸せな社会をつくるために重要な意味を持つのではないかと思いつつあります。

## 佳作〈司法書士のため息〉

また羊羹　饅頭どら焼き　食べ飽きた
とり忘れ　コピー機なつかし　法務局
印紙売る　おばちゃんだけは　変わらない
田舎支部　いつまで続く　最年少
肉揺れて　地震知らせる　我がお腹
夜回りは　そんなに祇園に　必要ない
あこがれし　法曹資格　何処へ行く
夢に見る　単位不足に　今もなお
ウィキペディアに　教わるまるで　品位無く
司法書士　このままじゃだめと　言いながら…
発想を　変えていかねば　どのように？
増えたのは　白髪だけねと　妻嘆く
増えるのは　白髪と会の　仕事だけ
慣れぬのは　少ないからだ　登記業務
また会ったね　会務に追われる　友たちよ
石の上　座ったままで　早三年
もうダメか　考える頃　仕事来る
欲しい物　聞かれた米寿　「彼欲しい」
自由でも　思いつくのは　仕事ネタ
「ポケット」に　入るわけない　この六法
井戸堀らず　水の味には　文句言い
大枚を　はたいたとたん　改訂版
加除式図書　加除するときしか　開かない
川柳を　作る時間で　仕事でき
儲けなし　今年も扶養の　範囲内
「仕事って　儲からなくても　いいんだね」

ゴッドブレス
ゴッドブレス
ゴッドブレス
永遠の新米
開業太り
夜回りの意味違い
放歌大学院生
中退司法書士
軽薄な司法書士
詠み人知らず
詠み人知らず
とくだね
とくだね
司法書士とは…
司法書士とは…
あすなろ太郎
あすなろ太郎
とくめい
とくめい
竹里
竹里
竹里
不心得者
竹里
還付申告しよっと
わが子よそれはどうかな…

## 佳作〈がんばれ司法書士〉

見積を　出すまで何回　書き直す
高いねと　言われても大半　免許税
書類不備　なんとかしてと　泣き付かれ
困ったな　シールがうまく　剥がれない
なつかしや　今オンライン　むかし紙
新人は　未来の依頼で　夢一杯
手を尽くせ　四方八方　司法書士
真「代」回復　無くそう　非司行為
正確(ただし)さを　至宝にしよう　司法書士
志を　至宝にしよう　司法書士
民事なら　なんでもおまかせ　私法書士
不景気を　更正登記だ！　司法書士
不景気を　抹消登記だ！　司法書士
法務局が　ホームになれば　一人前
広告を　卑しとみるか　癒しとみるか
世の中に　役立ちたくば　儲けよう
ベランダの　菜園芽が出た　我もまた
あなたより　信用出来る　録音機
後見人　スーパーマンじゃありません

小心者
でも謝る
苦しいです
冷や汗もの
老害司法書士
松田人麻呂
松田人麻呂
松田人麻呂
失恋王子
失恋王子
ケーキたいさく
ケーキたいさく
ケーキたいさく
軽薄な司法書士
詠み人知らず
あすなろ太郎
ケンジ
便利屋でもありません

## 佳作〈時事放言〉

電化しろ　あとで節電　言われても
正解が　見えない択一　総選挙
総選挙　ＡＫＢに　手ほどきを
調書には　認めましたと　書いておこう
検審を　虚偽報告で　丸め込み
原発が　人命よりも　重い国
業際も　領土と同じく　シビアです

ガス製品返して
いつも不正解者
はしたない
ケンジ
ケンジ
竹里
平和的な解決を望みます

# 第二回 司法書士川柳

昨年好評をいただいた企画「司法書士川柳」を本年も募集したところ、昨年を上回る応募をいただきました。いずれも力作・秀作ぞろいで、受賞作品を選考する際には広報部内で激論も起こりました。大賞・優秀賞・特別賞を受賞された方々には、後日広報部よりささやかな景品を進呈いたします。

作品を寄せていただいた投稿者の皆様には、この場を借りて深く御礼申し上げます。

## 大賞

**もう一度　名刺をくれと　言えなくて**

会ったかぶり

広報部長寸評　これは司法書士に限らず、どんな社会人も一度と言わず思うことではないでしょうか。京都は特に「分かれの決済」が多いので、みなさんにも「取引先ではないけど何度も会ってしまう、名前を覚えられない」営業さんなんかが数人いませんか？

そんな人を英語では「ｙｏｕ」と呼べばいいのでしょうが、日本語では「あなた」「おたくさん」など、いまいちスマートな呼び方がないような気がします。

## 優秀賞

**亡き祖母に　不孝詫びつつ　保佐の事務**

竹里

広報部長寸評　確かに、後見業務をやればやるほど、熟練すればするほど、かつての自分が祖父母などに対していかに配慮が足りなかったかが、心の中で浮き彫りになります。

悔やんで取り返せるものではありませんが、それに気づけるだけでも無駄なことではないし、今後の後見業務や親族の介護に生かすとともに、将来的には自分の子孫に対しても寛容になろうと思います。この句には心を打たれた部員が非常に多かったです。

## 特別賞

**明日しよ「やることリスト」は　増え続け**

仕事しなくちゃ

広報部長寸評　司法書士の仕事は、納期が明らかなもの、特にないものの落差がけっこう激しいので、この句がグサリとくる方は多いのではないでしょうか。もちろんですが事件放置はダメですよ。

あまり人を雇わず事務所を運営する方は、会計処理やファイリングなどの内業が溜まる一方という話もよく聞きます。

# 司法書士おすすめグルメ
# ショシランガイド・スイーツ・手みやげ編

当会会員おすすめの京都府各地のおいしいお店を公募し、ご紹介させていただきます。
本年は、「スイーツ・手みやげ」にジャンルを絞らせていただきました。
お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りくださいませ。

## No.1 『Salon de the m.s.h（サロン ド テ エム エス アッシュ）』

所在地：京都市中京区押小路通麩屋町西入ル橘町630
TEL：075－212－5388

街中に所在を置いてはいるものの、おそらくこの店には、「通りがかりでたまたま入る」ということはないでしょう。それくらいお店の入り口に気づきにくい隠れ家パティスリーです。押小路通と麩屋町通の交差点を西に歩くと北側に見える、小さな白い門にオレンジの看板が目印です。路地は狭いですが、店内は白を基調としたスタイリッシュな空間で、庭もあり、席も広くとってあるのでゆったり過ごせます（ただしその分席は少ないですが）。あえてそうしているのだと思いますが、席からパティスリーが作業をしているのが見え、パティスリーとの距離が近く感じられます。

お店の代表的な商品は、もちもちのロールケーキのクリームのなかに生麩を入れた麩屋ロール。…ですが、今回３時頃に品物を買いに行ったところ売り切れていました。気を取り直してよもぎ麩ロール（最後の一個だった）、タルト・ポワール（洋梨のタルト）タルト・オ・ポティロン（かぼちゃのタルト）カンパーニュ（金時芋のモンブラン）を購入。季節の野菜や果物を使用したケーキもかなりおいしいです。

よもぎ麩ロールは、よもぎの素朴な香りが漂い、生地はもちもち、生麩はもちもちで、二重のもちもちが楽しめます。クリームは甘さが控えめで、上品でヘルシーな感じ。その分アクセントで入っている大納言小豆の甘さが際立ちます。

司法書士会館からも近いので、会館にご用のあるときに是非立ち寄ってみてください。

お客さんがケーキを買っているうちに、さわやかな若手パティスリーがこっそり勝手口から入り口に回り、お客さんが出るときに扉を開けて笑顔でお送りしてくれます。見習いたい接客技術…。

## No.2 『喜久春（きくはる）』

所在地：京都府長岡京市長岡2丁目28－40
TEL：075－955－8016

長岡京市といえば誰もが思い浮かべるのが“竹の子”ですよね。そこでご紹介したいのが阪急長岡天神駅の近くにある喜久春さんの竹の子最中です！この最中は全国菓子博総裁賞受賞した逸品なんですよ。見た目からまさに竹の子で中の餡にも竹の子の甘露煮が入っているという細部にまでこだわった創作和菓子です。中の餡は粒餡、柚子餡、白餡の３種類あります。この餡と竹の子のシャキシャキ感がほんとに絶妙です。

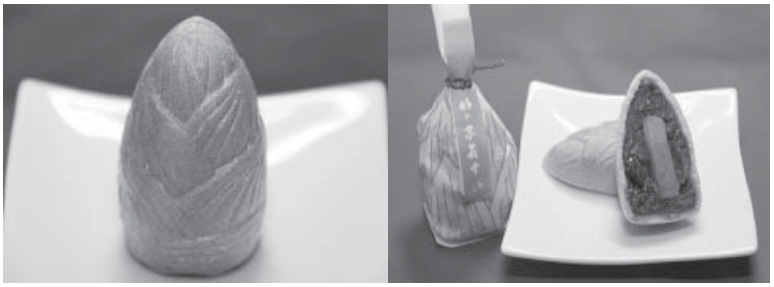

また全国に地方発送もしてくれますのでお土産、贈答品として利用できますよ。

それともう1つ

この他、店内で独特な存在感を放つのが、カフェオレ大福。小豆をコーヒーで味付けしたコーヒー餡で生クリームを包み、それをなめらかかつプルプルな羽二重餅でくるみ、凍らせた逸品です。お店オススメの食べ方は、冷凍庫から出して15分ほど置き、半解凍状態で食べること。半解凍にすることで羽二重餅が本来のやわらかな食感を取り戻し、コーヒー餡のビターさが生クリームと溶け合い、口の中で見事なカフェオレとなります。甘さ控えめで冷たく爽やかな味わいは、夏場にはぴったりでしょう。

和と洋が融合した大人の味は、餡子が苦手な人にも受け入れられそうで、クセになります。

## No.3 『長錦（ちょうきん）』

所在地：所在地：京都府長岡京市滝ノ町2丁目2－1
TEL：0120－01－9211

阪急西向日駅「西出口」から徒歩10分、閑静な住宅街に佇む和菓子のお店。

店頭には様々な種類の和菓子が陳列してあり和菓子好きには素通りできない店構えです。

今回選んだのはどら焼きと栗饅頭の２つ。

まず和菓子の定番と言えばこのどら焼き。もちもちのカステラ生地に北海道産大納言を使用したという小豆餡がたっぷり入っていて食べ応え十分です。甘さは控えめでとてもおいしいおすすめの一品です。

続いての栗饅頭は包みの小袋を開けた瞬間から香ばしい皮の香りが立ち上ります。そして餡には小さく刻んだ栗がはいっていて食感もGOODでした。

どら焼き

栗饅頭

こんなきれいな包装もしてくれますのでおやつだけでなく手土産にも最適です！

## No.4 『くりや』

所在地：南丹市園部町宮町41－1
TEL：0771－62－0044

南丹市役所に面した大通りをまっすぐ北上し、国道９号線との交差点を越えて左手に、創業150年を超える老舗「くりや」があります。店を代表する商品は、大粒の栗をそのまま使い、自然の風味を生かして作られた、「栗納豆　金の実」。昭和天皇即位の大礼の際に献上された、歴史ある逸品です。蜜漬けされてかなり甘いのですが、しつこくはない不思議な上品さがあります。また、「栗納豆　金の実」の姉妹銘菓として、昭和３年に創作された焼菓子「山里」も有名です。薄皮のなかにみっちり栗餡が詰まっており、甘すぎず素朴な懐かしい味わいです。とはいっても、創作当時としては栗餡が珍しく、最先端のお菓子だったそうです。

左：栗納豆 金の実　右：山里

他にも栗羊羹、栗どら、洋風のマロンケーキや栗クッキーなど、多くの種類の栗を生かし、温もりを感じさせるお菓子が店内に所狭しと並び、老若男女問わず好まれる、ハズレのない和菓子店です。

堀川丸太町、桂、亀岡にも支店がありますので、園部に来られることがなくても、一度ご賞味ください。

## No.5 『京都sazare（さざれ）』

所在地：京都市中京区河原町丸太町下る西側
TEL：075－255－2155

京都司法書士会から程近い、河原町丸太町下る一筋目の西側にあるかわいらしいお店、京都sazare（さざれ）。店舗はこぢんまりしていますが、オーナーパティシエは関西の一流ホテル＆レストラン等で、長年修行を積まれただけあり、見た目も味も最高のケーキをプロデュースされています。中でも一番人気の「えださんロール」は程よい軽さのスポンジと甘さ控えめながら存在感たっぷりのクリームの絶妙なハーモニーです。また、「さきちゃんロール」は、チョコレートがふんだんに使われており、チョコレート好きには堪らない満足度の高いロールケーキです。カジュアルな場所へのちょっとした手土産には喜ばれること間違いありません。

またバースデーケーキをはじめとするデコレーションケーキは種類豊富。中でもキャラクターケーキは写真の持ち込みもOKですし、今人気のキャラクターも請け負ってくれます。キャラクターケーキは、とかく味は妥協すること覚悟で注文することが多いと思いますが、さざれのキャラクターケーキは妥協知らずです。キャラクターにとても忠実に描いてくれ、ケーキをカットするのがためらわれるほどの見た目。しかも味は最高です。ご家族、身内等へのプレゼントにも喜ばれると思います。

## No.6 『MarieBelle（マリベル）』

所在地：京都市中京区柳馬場三条下ル槌屋町83
TEL：075－221－2202　www.mariebelle.jp/

京都司法書士会館からまっすぐ南へ、三条通を少し下がって西側の奥まった路地の向こうに、町家を改装したお店があります。内部に入ると一気に、西洋の絵本の世界のような雰囲気になり、チョコレートの一粒一粒が宝石のように陳列されています。この店こそ、平成24年４月にオープンした、ニューヨークに本店を持ち、セレブ御用達の有名店「MarieBelle」の日本唯一の支店なのです。店内右手にイートインのスペースもあり、ドリンクやジェラートを楽しむこともできます。

今回はガナッシュチョコ９粒入りの「BLUE BOX」を購入。９粒でお値段は4,410円也。１粒が500円に迫る高級さです。たくさん並ぶチョコのなかから好きな種類を選ぶことができますが、チョコの種類も「バニラ」「ヘーゼルナッツ」などというわかりやすいものから、「マダガスカル」「カイピリーニャ」など、一見してどんな味かわからないものもあり、ひとつひとつにテーマのあるアートが描かれており、非常に興味をそそられます。

「BLUE BOX」　ガナッシュチョコ９個入り
チョコの種類は選べます。

食べるときには「この一口が500円…」と、緊張感や背徳感すら感じるほどでしたが、見て楽しい、香りを嗅いで楽しい、食べておいしい、チョコを食べただけですが、貴重な体験のような気分になりました。

ただし、高級感がありすぎて、お客さんへの手みやげにすると、不当誘致の容疑がかかるかも！？

## No.7 『Comme Toujours（コム トゥジュール）』

所在地：京都市北区小山元町50－1 プリムローズ1F
TEL：075－495－5188

北山通りを賀茂川の北山大橋から西に少し進んだところの南側、北山通り沿いではあるのですが、ちょっと奥まっていて車だと見逃してしまうかもしれないくらいのこぢんまりとしたお店です。

色々美味しいのですが、ここの一番のオススメは、ずばりタルトです。木の実のタルト、ベリーのタルト、バナナのタルト、リンゴとさつまいものタルト、金柑のタルトほか、たくさんの種類のタルトがありますが、そのどれもが素材を生かし、それぞれの風味をしっかりと引き出しながらタルトとして高い水準でバランスが取れており、思わず「美味しい！」と言ってしまうものばかりです。見た目は素朴な感じもするのですが、一口食べるとその洗練された美味しさに驚きます。

また、タルトは常温で持ち運べるので、手土産として持って行くのにも最適です。カットされたものだけでなくホールサイズもあるので、見た目のインパクトも与えることが出来ます。

なお、タルト以外にもミルフィーユ、クレームキャラメル（クリームブリュレ）、ジュレ、ビスキュイロール（ロールケーキ）、焼き菓子などにも熱烈なファンがいるお店です。実は、少ししか置かれていないパンたちも隠れたオススメだったりします。

## No.8 『citron sucre（シトロン シュクレ）』

所在地：京都市中京区姉小路室町西入る突抜町139
TEL：075－222－0503

フランスとお菓子を愛する、元々はお菓子教室の講師だったオーナーが開いたこのお店では、普段は脇役になりがちなレモンを主役にし、見た目は地味でも、さわやかではっとするような味わい、なおかつ懐かしくてフランスのお母さんが子どもに作ってあげるようなお菓子を提供してくれます。

静かな音楽が流れ、店内はレトロで手作り感たっぷりで、温かみがあって落ち着きます。パンとケーキを主体にしたランチのプレートも￥1,000でありますが、烏丸御池からほど近い都会の中で、静かに食べるランチも良いかもしれません。ちなみにランチプレートは結構なボリュームで、男性でも十分満足する量です。

今回はタルト・シトロン（レモンタルト）、ガトー・フレーズ（ショートケーキ）、シュー・ア・ラ・クレーム・オ・シトロン（レモンのシュークリーム）をオーダー。タルト・シトロンは、サクサクの生地に、とろりとしたフィリングは意外に濃厚な甘さがあります。ガトー・フレーズは、さすがお菓子教室の先生、と基本を思い出させてくれる王道な出来栄え。シュー・ア・ラ・クレーム・オ・シトロンは、甘味を抑えつつ酸味と調和させ、バランスがよくさわやかな味わいです。価格も安く、いくつか買ってお子さんのいる一般家庭への手みやげにすると喜ばれそうです。

## No.9 『味不二庵（みふじあん）』

所在地：京都市東山区大和大路三十三間堂南門通り下がる
TEL：075－541－4566

「もなかはちょっと甘すぎて…」というイメージを覆してくれるのが創業八十余年、三十三間堂近くに店を構える味不二庵の京もなか。もなかとは古くは店頭にてあんをはさんで売られていたそうですが、現代はつくりおきで売られているのがほとんどです。でもこれだと側（かわ）にあんの湿気が移り、せっかくのパリッとした風味がそこなわれてしまいます。

こちらのもなかは本来のスタイルを受け継ぎ、香ばしいもなかの側「三富士せんべい」とあん「三富士あん」を別々に販売されています。三富士あんは京都産・丹波大納言をつかった「福寿小倉あん」と北海道十勝産小豆をつかった「福寿こしあん」の二種があります。どちらも甘さ控えめで上品な味わいです。最近、他店でも同種の「あん後乗せもなか」を見かけますが、こちらのもなかは繊細さで一つ抜きん出た味だと思います。濃い茶やコーヒーとの相性も抜群。あんは好きな量だけはさんでいただけるので、あんを沢山食べたい！という方にも、少しだけ…という方にも、楽しんでいただけます。ちょっと畏まった場への贈り物にももってこいの品です。

また、春は桜餅、秋はおはぎなど季節の味を手づくりでしかも手軽に味わえるさまざまな種類の味付け「あん」が豊富に揃っています。

# 新入会員紹介

アンケート　①司法書士になったきっかけ　②自身の描く司法書士未来像　③座右の銘　④一言コメント

## 1029 芦　田　　徹

**事務所所在地**　中丹支部

福知山市字東長47番地

①元々は報道カメラマンを志望していました。それが、こっちの道に方向を切り替えたきっかけとは何だったのか、とにかくその当時のいきさつについてお話します。今から四半世紀前、そっちの業界でしばらく身過ぎ世過ぎの後、30過ぎてから中国でぶらぶらと２年間を過ごしていたときのことです。帰国の前にと物見遊山気分でチベットを目指していましたらパンチェン・ラマ逝去との報道。葬儀の前日にやっとラサに入ったらそこここに解放軍の兵士が見張りに立っています、その夜葬儀会場へ偵察に、物陰から覗き込んでいますと、闇の中に足音が近づいて止まり、カシャッ・ガチャという音。初めてでも誰にでも判ります、弾込めの音です。銃による弾圧にはカメラで対抗するのが職業人の矜持なのでしょうが、そんなところでストロボ焚いたら撃たれます。逃げ帰りました。それ以外、何も起こらず、「漢族が殺した！」と叫んでいる人もいるにはいましたが、何も起こりそうになかったので、それでも２週間は留まりましたが下界に戻ってしまいました。が、ところが、その数日後から断続的に暴動が発生し、チベット自治区は完全封鎖。私と一緒にラサ入りし、その後も留まっていた友人は、チベット人に紛れて逃げ回っていたそうですが、奮闘むなしく逮捕され、強制送還を喰らうという栄光に包まれたのでした。一方その頃、胡耀邦の死去を知りながらも、私はのほほんと帰国の途についていました。その死が１か月半後の六四天安門事件を呼び起こすなんぞ誰が知りましょうや。ついに私は覚りました。薄々気づいていましたが、事件に遭遇する嗅覚というか才能が私には欠落していたのです。正確に言えば事件を高みで見物する才能ですかね、カシャッ・ガチャの対象とされる才能でなく。無事これ名馬と言いますが、致命的な欠陥です。それで諦めました。さて、夢が破れ去ったとしても人は生きてゆかねばなりません。そんなときにたまたま思い出したのが今は亡き伯父の姿です。何が面白いのか、会うたび会うたびいつもいつもゲハゲハ大声で笑っていた伯父の姿です。その伯父が司法書士でした。仕事の内容など全く知りませんでしたから、ひょっとしたら司法書士ってストレスの無いユルい仕事かもしれないと想像し、そして、現在に至った次第です。そんな事情ですので、きっかけはやはり天安門事件でしょうか？よくわかりません。

②インターネットの環境により、専門の知識でさえ誰でもいつでもどこでも取り出せるようになりました。我々の登記申請代理や税理士さんの税務申告関与などの、手続きに関する定型的な事務は、かなり影響があると思います。例えば、弁護士さんの相手方との交渉業務、調査士さんの測量業務などのような、いわば現場仕事を視野に入れておいてもいいのではないかと考えています。

③果報は寝て待て

④今は反省しています。

## 1030 柴　田　英　和

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町529番地ヒロセビル７階

①学生時代に交通事故に遭い、本人訴訟で損害賠償請求をしたことがきっかけで、法律の世界に興味を持ち、気づくと司法書士になっていました。

②変動する社会と依頼者のニーズにいち早く対応

し、最善のサービスを提供できる司法書士を目指しております。

③「艱難汝を玉にす」

④はじめまして。柴田英和と申します。スノーボードとロックをこよなく愛しています。好きな雪山は志賀高原（焼額山）、好きなアーティストはレッド・ツェッペリンです。まだまだ未熟者ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

## 1031 冨　永　良　男

**事務所所在地**　洛南支部

京都市下京区中堂寺前田町23番地4

①１.「司法書士」という響きがかっこよかった事

２.収入が多いらしいということを聞いた事

３.独立が可能な資格である事

などの理由で司法書士を目指すことになりました。

②感謝の気持ちと謙虚な心を忘れずに、一生司法書士として生きていきたいと思います。

③初志貫徹

④先輩の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

## 1032 芦　田　英　雄

**事務所所在地**　中丹支部

福知山市字土師615番地

①平成22年に永年営んできた仕事を、廃業し、もう働くのは、止めようと考えていたのですが、特に何をして過す予定もない為、日常生活の軸にしようと、京都会に入会させていただきました。

②身近に起きる事件につき適切なアドバイスが出来る司法書士になれたら、と考えます。

③禍福はあざなえる縄の如し

④実務経験がない為、先輩先生方に、迷惑をかけないように、知識の習得や経験をつんでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

## 1035 中　井　英　子

**事務所所在地**　城南支部

宇治市槇島町目川１６５番地

はじめまして。新入会員の中井英子と申します。平成10年に試験を合格し、某会社に就職して株式事務を担当していました。退職後、奈良市内の大手事務所に勤務しました。毎日、奈良県内を車であちこちかけまわり、道路やお店なら京都より詳しくなりました。平成19年頃からは自分のペースで仕事を始め、この度ようやく生まれ育った宇治で事務所をかまえることになりました。

今後ともよろしくお願いいたします。

## 1036 石　井　祐　二

**事務所所在地**　城南支部

京都府宇治市伊勢田町中山70番地　HRKレジデンス１階Ｌ号

①大学卒業後、14年余り、三洋電機（株）と京セラ（株）にて、主に契約書の審査・作成等の法務業務、特許権・商標権の出願・維持管理等の知的財産業務に携わってきました。そして、会社在職中に司法書士への転向を考え、勉強を始めました。司法書士を志したきっかけは、一企業の利益だけを考えるよりも、広く社会のために役立つことをしたいと考えるようになったことです。また、社内では、会社の利益に直結しない所謂間接部門に対して、製造や営業等の直接部門からの風当たりが強く（わかりやすく言うと、『あの部署のヤツらは、会社に利益ももたらさず、ただジーッと机に向かって本やら書類やら読んで、契約書の文言をゴチャゴチャいじくって、いったい何をやってるんだ！』という感じです）、まじめに仕事をやってもなんだか報われない仕事でした。これに対し、司法書士は自分の裁量と才覚で仕事ができ、仕事の結果が報酬という目に見えるカタチで還ってくる、そして何よりも、仕事の成果に対して依頼者から感謝してもらえる、そこに魅力を感じたのも事実です。なお、京セラを退職した後、平成20年に大阪府守口市の司法

書士・土地家屋調査士事務所に補助者として就職し、平成22年度の司法書士試験に合格しました。同年年末にこの事務所を退職し、翌年３月より現在の事務所で勤務しております。

②守口市の事務所は決済事件ばかりを扱っていましたので視野が狭かったのですが、試験合格後に多くの先生方のお話を聞く機会が増えました。そして、司法書士にはさまざまな可能性があり、また司法書士未来像の描き方も幾通りもあるものだな、と実感しました。今もあるべき司法書士像を模索中ですが、これからも模索し続けようと思います。

③人間万事塞翁が馬

④知的財産権には比較的詳しいです。あまり売りにはなりませんが…。

## 1037 皆　川　大　輔

**事務所所在地**　洛央支部

京都市山科区椥辻草海道町14番地７メディナ椥辻２階

はじめまして、洛央支部の皆川大輔と申します。平成24年２月に山科区で開業しました。私は平成21年に司法書士試験に合格し、２年半ほど滋賀で事務所勤務をしておりました。現在は32歳になります。

①会社員をしていましたが、父が自営ということもあり、一生会社勤めもなーと思っている時に「司法書士」という資格を知り、勉強嫌いな僕でもこれなら簡単に受かりそうだし、仕事にも困らないだろうと安易に考えたのがきっかけでした。

②「町の法律家」として市民に頼られる司法書士になっていたいです。

③「仕事は真面目に」

④試験も甘く考えていましたが、開業も甘く考えていたようでなかなか大変でした。ただ、司法書士の仕事は思っていたよりもずっとやりがいがあり、素晴らしい仕事だと日々感じています。まだまだ知らないことも多く、毎日あたふたしてますが、これからもがんばって仕事をしていきたいと思っています。諸先輩方、これからもいろいろとご指導よろしくお願いします。

## 1038 俣　野　裕　哉

**事務所所在地**　洛南支部

京都市下京区東洞院通七条上る飴屋町239番地２

①大学の頃、法学部で法律を勉強していくうちに、将来は法律に関する専門性のある仕事につきたいと思い始め、一生使っていける資格を検討した結果、司法書士という仕事を見つけ、市民に身近な法律家というイメージに惹かれ、目指しました。

②初心を忘れずに、敷居の低い法律家として市民の皆様に気軽に何でも相談してもらえて、信頼のある司法書士になりたいです。英語に興味があるので、まだまだ未開拓の分野である渉外業務についても、学んで仕事に活かせればと思っています。

③「継続のみが力なり」

④大学卒業後、社会経験もなくこの世界に入り、社会人としても法律家としてもまだまだ未熟な私ですが、信頼のある法律家になれるよう、日々新しいことを学ぶ姿勢で、一つ一つの仕事に真摯に向き合っていきたいです。何卒、よろしくお願い致します。

## 1039 木　下　由美子

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地３Ｆ

①手に職をつけたいとおもったからです。

②紛争にまきこまれ来所される依頼者が抱く、不安な気持ちに寄り添う姿勢を忘れず、正確な知識に基づく判断を提供できる司法書士になりたいと思います。

④日々の外回りで福邦銀行京都支店さん（一番好きな銀行さんです）に度々訪問させて頂いております。お会いしました折りは是非お声がけくださいませ。

## 1040 西　岡　祐　輔

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623番地第11長谷ビル５階

## 1041 徳　田　康　敏

**事務所所在地**　洛南支部

京都市伏見区深草西浦町４丁目36番地

本年２月に司法書士登録をした徳田康敏と申します。私は、平成14年度の司法書士試験に合格し、本年までの約10年間、司法書士業務とは別の活動をしていました。この間に不動産登記法等の改正があり、これをフォローできていなかったため、業務に就いてから「試験勉強でやったこととは全然違うぞ！！」とびっくりしました。まさに、浦島太郎状態です。この空白の10年間を埋めるべく、日々の業務を通じて一から勉強しています。

私の座右の銘は、「初心忘るべからず」です。日々の業務に慣れてくると、仕事のスピードは上がりますが、少しずつ無意識に作業が省略されていくような気がします。この省略された作業の中にこそ、見逃してはならない落とし穴が存在するのだと思います。なので、仕事量が多くなった時にこそ、許された時間の中で出来る限りの当たり前の確認作業を行うように心掛けています。今後も、「初心忘るべからず」で頑張ります。

業務経験が浅くまだまだ未熟者ですので、諸先輩方から学びたいことが無数にあります。なので、今後とも、様々なご指導をいただきますよう、よろしくお願い致します。

## 1042 中　村　朋　子

**事務所所在地**　洛南支部

京都市下京区木屋町通松原二丁目和泉屋町160ランブラス館405

## 1044 大　橋　夏　海

**事務所所在地**　洛南支部

京都市伏見区過書町792番地マルサクマンション１階Ｂ号

①将来は法律関係の仕事をしたいと考えていました。そんなとき大学で受けた司法書士のお仕事紹介セミナーで、司法書士が紛争予防の役割を担っていることを知り、興味を持ったことがきっかけです。

②お客様に気軽に相談してもらえて、信頼される司法書士になりたいです。

③自信は努力から

④知識も経験も浅い未熟者で、失敗ばかりしていますが、日々努力し精進していこうと思っています。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

## 1045 富　田　幸　恵

**事務所所在地**　洛西支部

向日市寺戸町梅ノ木１０－１１

司法書士として、諸先輩方の築いてこられた歴史を傷つけることのないよう、誠実に業務に取り組んでいきたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。

## 1046 千　葉　信　吾

**事務所所在地**　洛南支部

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地COCON烏丸８F

## 1047 福　田　秀　樹

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地

①大学の学部が法学部であったこと、長く続けられる仕事がしたかったこと等々。

②小難しい法律論ではなく、面白おかしく法律を

語ることができる、親しみやすい司法書士。

③たかが名変、されど名変。名変を笑う者は、名変に泣く。（今のところ、名変で痛い目に遭ったことはありません。）

④不動産登記がメインの事務所ですので、決済でお会いすることがありましたら、宜しくお願い致します。

出没スポット→京都地方法務局嵯峨出張所

好きなBK→三井住友銀行京都支店

## 1049 山　田　敏　雄

**事務所所在地**　洛南支部

京都市南区西九条西柳ノ内町28番地15

平成24年４月５日に京都会に入会しました山田敏雄と申します。支部は、洛南支部に所属しています。

このたび、少年時代を過した京都で司法書士の仲間入りをさせていただきました。歳はくっていますが新人ですよろしくお願いします。

生年月日は、個人情報として秘匿させていただきますがいわゆる団塊の世代であり、人間が多いことでいつも大変でした。また、開業がバブル崩壊・リーマンショック・超円高など社会環境が最悪の時代となりました。

しかし、団塊の世代はいつも逆境にさらされてきたせいかあまり苦にはしません。先輩諸氏の足を引っ張らないよう地道にがんばってまいりますのでよろしくお願いします。

## 1050 本　田　安　男

**事務所所在地**　丹後支部

京丹後市峰山町長岡194番地の５

①みなさん初めまして。この6月から京丹後市峰山町で事務所を開業しております本田安男と申します。1971年生まれ，大阪府枚方市出身です。私は平成8年10月から平成24年3月まで，15年6月の間，京都地方法務局で勤務しておりました。最初の1年半は法人登記部門で勤務しておりましたが，それ以降はすべて福知山以北で勤務しておりますので，勤務年数の割には面識のない先生方がほとんどだと思います。「司法書士になりたい」とは大学4年生の頃から思っていたのですが，著しく低い合格率の試験に合格する自信が全くありませんでした。そこで，「司法書士が無理なら，法務局で登記の仕事をしたいなあ。そこで仕事を覚えながら合格できたらいいなあ。」と考え，まずは公務員試験を経て法務局の面接を受けたところ，運よく採用して頂くことができました。途中，試験のさらなる難化，度重なる法改正，結婚・育児，公務員としての安定，そして何より劣化していく記憶力（笑）…いろいろと心が折れる要素はありましたが，平成23年，3度目の受験でようやく合格することができました。開業後は，たくさんの方の励ましやご厚意に支えられ，なんとかこの5か月持ちこたえることができている，という状況です。

②法務局に勤務していると実感するのですが，ここ数年は長引く不景気とインターネットの普及で，自分で登記申請をしようとする方が大変多くなりました。受任した登記申請をきちんと処理したうえで，いかにその周辺部分（税金・制限法令・資産運用など）で有益なアドバイスができるかが，自身としても，司法書士全体としても，今後の存在価値を左右する重要ポイントであると思います。

③「cool head（but）warm heart」―「知識を詰め込む一方で，人に対する思いやりややさしさを忘れてはいけない」という，経済学者マーシャルの学生に対する言葉です。司法書士のあるべき姿に非常に共通するものがあると感じます。

④法務局をこの春に退職するとき，多くの方から「ほんまに辞めるの？もったいなあ」と言われました。最低限，公務員の収入を上回らないと，みんなに何を言われるか分かりませんので，一生懸命頑張ります（笑）。

## 1051 高　明　和

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地　京都フクトクビル４Ｆ

## 1052 堂　安　麻　友

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区竹屋町通柳馬場西入和久屋町116番地　和久屋町ビル３Ｆ（村上事務所）

①大学での法律の勉強、弁護士事務所でのアルバイト経験を生かし、法律に携わる仕事につきたかったため。また、専門的な知識を身につけ、女性でも長く続けていける職業に就きたかったため。

②より身近な法律家として、企業や個人の依頼者の方に親身になって対応できること。他の士業の方と協力しあい業務を進め、司法書士として対応できる職務について専門性を高めていきたいです。

③継続は力なり

④5年間ほど補助者として、司法書士の仕事に携わってきましたが、一人の司法書士として働くことの責任の重さを改めて感じています。信頼感を得られるよう一歩一歩、着実に取り組んでいきたいです。人との出会い、つながりを大切にしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

## 1053 稲　生　浩　紀

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地メディナ烏丸御池３Ｆ

はじめまして。平成24年５月10日付で京都司法書士会に入会させていただきました、稲生浩紀と申します。生まれも育ちも京都、これからもずっと京都で司法書士として活躍していきたいと思います。私が司法書士を目指したきっかけは、私自身が学生時代に最も興味・関心を抱いていた多重債務問題に、司法書士が積極的に関与し、問題解決へ向け大きく寄与していたという点が挙げられます。また、社会的問題に対する事後解決としての臨床司法に加え、登記業務をはじめとした予防司法に属する分野をも司法書士が担っているという点に興味を惹かれました。まだまだ経験も浅い私ですが、これからも司法書士として様々な経験を積み、「市民に身近な法律家」を目指し、努力し続けていきたいと思います。座右の銘は「明日の自分は、今日の自分が創る」。どうぞ宜しくお願いいたします。

## 1054 北　谷　優　輔

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地メディナ烏丸３Ｆ

①大学に講義に来られていた司法書士の先生の「司法書士は争いを起こさないための予防司法」という話を聞いて、自分に合っているな、となんとなく思ったのがきっかけです。

②「この分野だったら、北谷先生に！！」と言われるような専門分野を持った司法書士になりたいです。成年後見の分野に興味があるので、後見の分野でそのような司法書士になれたらと思います。

③『鶏口となっても牛後となるなかれ』

④早く一人前の司法書士になれるように頑張ります！！！ちなみに、豚骨ラーメンより、味噌ラーメンが好きです。よろしくお願いします。

## 1055 志　賀　正　人

**事務所所在地**　洛南支部

京都市下京区中堂寺前田町23番地

## 1056 大　栢　幸　宏

**事務所所在地**　洛西支部

長岡京市奥海印寺坂ノ尻３番地33

洛西支部の大栢（おがや）幸宏と申します。私は、平成21年度司法書士試験に合格し簡裁代理権を取得したのち、平成22年１２月より大阪の司法書士事務所に勤務しておりました。そして昨年５月10日付で自宅を事務所としまして開業させて頂くことができました。昨年参加させて頂きました洛西支部の研修会や旅行などでは、アットホームな雰囲気で、稲垣支部長をはじめ先輩先生方の温かいアドバイスを頂き、大変心強く感じております。今までは登記業務を主に行なっておりましたが、今後は後見業務や登記以外の業務にも積極的に取り組んで参りたいと存じます。なにぶん経験も浅く分からない事ばかりですが、諸先輩先生方がこれまで築き上げてこられた社会的地位を汚すことのないよう鋭意努力し、自己研鑽に努めてまいりますので、皆様のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

## 1058 原　　敦　彦

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地メディナ烏丸御池３Ｆ

①私は、司法書士の勉強を始めるまでは塾で講師をしていました。人に知識を伝えることの面白さはそこで学んだのですが、それを大人相手にも出来るようになりたいと思い、そして、せっかくなら大学で学んだ法律知識を使って働きたいという理由から司法書士を目指すことに決めました。

②市民の生活・財産を守り、また、市民とともに歩んでいけるよう、市民にとって身近な司法書士を目標としています。

③千里の道も一歩から。ゆっくりではあっても着実に成長していけるよう頑張ります。

④まだまだ新米ですが、そうとは言っていられない時期になってきました。一つ一つに仕事に責任をもって対処していけるよう日々努力を重ねていこうと思います。先輩方、同期の方々にもいろいろ迷惑をおかけするかも知れませんが、今後ともよろしくお願いいたします。

## 1059 関　　美　佳

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区西ノ京式部町52番地

新入会員の関美佳と申します。司法書士になって、まだ数カ月ですが、たくさんの方々と出会うことができました。戸惑いながら一つ一つ仕事をこなす毎日ですが、わからないことを親切に教えてくださる先輩方には大変感謝しております。また、依頼者からは、初対面であるにも関わらず、司法書士であるというだけで、実績の少ない私に仕事を任せていただけることに、司法書士への信頼と職責の重さを実感いたします。これから勉強しなければならないことばかりですが、感謝の気持ちを忘れずに、日々努力していきたいと思います。今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 1060 中　村　あゆみ

**事務所所在地**　丹後支部

与謝郡与謝野町字三河内895番地１

このたび入会させていただきました、中村あゆみと申します。

司法書士をしていた父の補助者を２０年近くしておりました。ずっと補助者でいるつもりだったのですが、考えていたより早く訪れた父の他界。あとかたづけも済み、さて、これから先どうしよう、とハローワークに通っていたころ、町で声をかけられ、「事務所の再開はいつごろですか？」と聞かれました。一人でも、待っていてくださる方がいるなら、と無謀にも職探しを止め、勉強生活に入りました。今年、やっと司法書士会に入会できましたが、わからないことばかりで、支部の先輩方に助けていただきながら、頑張っています。少しずつでも前に進み、地域の皆様に信頼していただける司法書士になれるよう、努力していきたいと存じますので、どうぞよろし

くお願い申し上げます。

## 1061 麻　田　雄　人

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音 町623番地第11長谷ビル５Ｆ

## 1062 鵜　飼　　瞳

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音 町623番地第11長谷ビル５Ｆ

## 1063 竹　内　隆　盛

**事務所所在地**　園部支部

南丹市園部町小桜町２号８－１シャンクレール小桜101号

平成20年に合格し、京都市内の事務所で修業した後、今年６月に地元南丹市で開業しました。まだまだ経験も浅く、わからないことだらけですが、日々精進し、地元の方々の力になりたいと考えています。よろしくお願いします。

## 1065 竹　内　英　壽

**事務所所在地**　洛西支部

京都府向日市鶏冠井町大極殿63番地の１（川村司法書士事務所内）

①登記業務に携わっていた経験から、司法書士業務に興味を持っていましたが、この度、幸いにもチャンスをいただきましたので。

③「信念は力、自分を信じ、信念をもって前へ」

④少しでも早く、司法書士業に馴染んで行きたいと　思っております。

## 1066 水　島　教　絵

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地メディナ烏丸御池３Ｆ（JFD 司法書士法人）

①定年後に年金生活以外の収入が欲しかったのがきっかけでした。勉強中に司法過疎の無料相談会に参加させて頂く機会があり、とても面白い仕事だとも思いました。そこで出会った女性の司法書士の方にも、女性として魅力的な仕事だと教えて頂き、更にやる気が出ました。

②仕事以外でも長く付き合っていくような司法書士になりたいです。

④とにかくまだまだ若輩者ですが、前向きに頑張っていきたいと思います。話すのが好きなので、気軽に声をかけてもらえると嬉しいです。よろしくお願いいたします。

## 1067 淺　田　有希子

**事務所所在地**　洛央支部

京都市中京区東洞院通御池下ル笹屋町445番地日宝烏丸ビル８Ｆ２号

この度、京都司法書士会に再入会致しました浅田有希子です。平成12年度に合格し、結婚・出産後も細々と仕事をしていたのですが、会費が値上がりしたのを機に平成22年９月に一旦退会し、子育てに専念しておりました。　もうすぐ５歳になる娘の幼稚園生活も落ち着いてきたところ、ご縁があって、今の事務所にお世話になることになり、再入会をさせて頂くこととなりました。退会中にオンライン化が進み、休みボケしてしまった頭ではついていけないことがたくさんあってまだまだリハビリ中といった感じですが、早く司法書士としてきちんと業務ができるよう日々精進していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

## 1068 松　田　達　也

**事務所所在地**　洛南支部

京都市伏見区京町南８丁目101番地の１小山ビル２階東

①日の昼間に仕事ができて、法科大学院に行かなくてもよく、個人で仕事ができそうだったから。

②専門職後見人は永久に司法書士が1番。裁判もできると広く認知される司法書士。行政書士と混同されない司法書士。

③誠実。

④1人でも多くの司法書士の先生と接し、学びたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 1069 中　川　耕　平

**事務所所在地**　城南支部

久世郡久御山町佐山双置69番地46（須川司法書士事務所）

①大学３回生の秋に卒業後の進路の選択肢の一つとして考えたのがきっかけです。

④活躍されている諸先輩を見習い研鑽を積んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

## 1070 竹　松　靖　司

**事務所所在地**　城南支部

木津川市加茂町駅東２丁目６番地11ピュアパレスＢ201

①20代半ばのときに、人生について真剣に考え始めたときに「何か資格を取りたい」と漠然と思うようになり、某書店で資格ガイドや、資格予備校のパンフレット（司法試験、司法書士、行政書士、税理士など）を見て検討するなかで、司法書士の業務内容が、今後拡大し（当時はまだ簡裁訴訟代理権は付与されていない時代でした。）、様々な場面で、市民の皆さんのお役に立てそうだと思ったことが、目指し始めたきっかけです。

②地域密着で、老若男女を問わず親しまれるような町の法律家を目指しています。

③「百聞は一見にしかず、百見は一考にしかず、百考は一行にしかず、百行は一果にしかず。」

④大阪で6年間の勤務司法書士を経て、独立開業をいたしました。今後とも、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願いいたします。

## 1071 髙　橋　宗　大

**事務所所在地**　洛南支部

京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町123番地10

新入会員の髙橋宗大（むねひろ）と申します。平成23年度に試験に合格し、今年の８月に司法書士登録、独立開業しました。今年36歳。既婚。２人の息子（小学５年と３年）がおります。学生時代は中学校～大学まで10年間、陸上競技部に所属して勉強はほとんどすることなく過ごしました。立命館大学を卒業してから約10年弱は証券会社の営業・ケーブルテレビ会社の営業と営業畑を歩んで参りました。事務所は自宅兼用です。伏見桃山城の麓のとても静かなところですが、坂がきつく車がないと生活できない場所です…。

①全く畑違いのところから司法書士を目指したきっかけは、法律職としての独立性と職責の大きさにやりがいを感じたからです。会社勤めとは違い、自分の裁量で仕事を進めていくことができる点にも魅力を感じました。（その分責任の重さを今は感じています…）

②まだ登録したばかりなので、難しいことは言えませんが、いろいろな社会問題を解決できる専門家として業界全体が新しい領域を開拓していけたら良いなと感じています。

③おもしろき　こともなき世を　おもしろく

④まだまだ実務経験も知識も少なく、勉強をしていかなければならないとヒシヒシと感じております。諸先輩方には何とぞ、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。

## 1072 小　旗　未　明

**事務所所在地**　洛北支部
京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町11番地22 東丸太町ビル２階
（司法書士髙山拓哉合同事務所）

①大学院での学問としての法律の勉強に次第に違和感を覚えるようになり、より実務的で生活や仕事の役に立つ知識が欲しいと思ったことが、司法書士に興味を持ったきっかけです。
②依頼者の信頼に応えられる身近な法律家。
③和を以て人を活かす。
④日々仕事を通じて自分の未熟さを痛感しております。これからも精進してまいりますので、ご指導・ご鞭撻の程宜しくお願い致します。と思いますので、よろしくお願いします。

## 1073 駒　井　　健

**事務所所在地**　洛南支部
京都市下京区中堂寺前田町23番地４

①高校の時に「街の法律家」というフレーズに漠然と憧れたことがきっかけです。また、成年後見に興味をもち、受験を決意しました。
②登記だけでなく、法律相談や後見を通して地元の人から信頼され、社会に貢献できる街の法律家になりたいと思います。
③努力
④諸先輩方、ご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願いいたします。

## 1074 豊　田　智　圭

**事務所所在地**　城南支部
木津川市木津駅前一丁目１２番地
ＦＬＵＲ－Ｋ201号室

①法学部に入学したときから、「大学に入ったら、法律系の資格を何かひとつでも取っておかないと授業料が勿体無いなあ」と思っていました。そのときは「司法書士」という名前を聞いたことすらなく、将来的には企業の法務部や、報道アナウンサーを漠然と考えていました。比較的容易な法律系の検定や語学を習得しておけば、そこそこの就職先にはいけるだろうと、当時は本当にお気楽な大学生だったと思います。2回生になって、いろんなジャンルのダブルスクール先を探していたとき、仲の良い友人の一人から「うちは司法書士を目指すけど、一緒にやらへん？」と声を掛けられ、予備校のパンフレットを渡されました。帰国子女並みの英語力がなかった私にとっては、この一言で目指すものが大きく変わったと思います。一緒に頑張る友達もいるし、法廷にも立てる法律家だし、自分のオフィスも将来的には持つことができて、何よりも関東に行かなくていい！　というプラスの側面が強く影響し、司法書士を目指すことになりました。筆記試験合格後、奈良市内の個人事務所で約5年、勤務司法書士として働いていく中で、自分の裁量で仕事ができる醍醐味を感じるようになり、他の職業に目移りすることなく、このまま司法書士の道を進んでいくことになりました。きっかけは私の場合、本当に些細なところから始まったように思います。（因みに、そのお友達は私が勉強を始めて間もなく、司法書士の勉強を辞めてしまいましたが、今では立派な会社で立派なOLをされています。余談ですが、今でもとっても仲良しです（＾＾）♪）
②一人ひとりのお客様を、生涯大切にできるような法律専門家になりたいです。一般の方が、敷居を気にせず、困ったときにはすぐに自分のところへ駆け込んで相談してもらえるような、人間的にも温かみをもった司法書士を目指しています。
③“Where there’s a will, there’s a way”（意思あるところに道あり）自分の意思さえしっかりしていれば、自ずと道は開けてきます。この言葉は、公私ともに、常に私が大切にしている心構えでもあります。
④京都会の皆様はじめまして。JR木津駅前で開業いたしました豊田と申します。2歳の頃から京都府木津川市（旧：相楽郡）で育ってきたため、この度、大好きな地元で開業でき、とても嬉し

く思います。諸先輩方、特に城南支部の先生方、これからどうぞよろしくお願いいたします。

## 1075 赤　澤　充　則

**事務所所在地**　洛央支部
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町529番地(司法書士法人星野合同事務所)
①就職するため。
②人の役立つ仕事をする。
③特にありません。
④宜しくお願い致します。

## 1076 斉　藤　　航

**事務所所在地**　洛央支部
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル７階
　平成24年８月より京都司法書士会に入会いたしました斉藤と申します。これまでは東京会に所属し、５年ほど会社法務・商業登記業務を中心に携わってまいりました。まだまだ未熟で至らぬ点も多くありますが、京都の地で末永く業務を行っていく所存でおりますので、よろしくご指導の程、お願い申し上げます。

# 編　集　後　記

どこでもメール確認や送受信を即座にしたり、電子書籍で本を読むことができたりと、情報のやりとりや収集がとても便利になりました。人間の機能もそのうちにそれに合わせて進化（退化？）していくのでしょうか。直接話したり、本の重さ、ページをめくる感触が脳に伝わり刺激することで記憶に残ったりするところもあるんじゃないのかなあ（アナログ人間の独り言）。

いつもながら、原稿依頼、回収、校正と地味で面倒な作業をしてくれる広報部のみなさん、ありがとう。テレビ番組制作も毎週〆切に追われる作業で本当にお疲れ様でした。

西　脇　正　博

原稿を執筆していただいた皆様を始め、本会報発行にご協力下さいました皆様、ありがとうございます。広報部では、会員の皆様が、毎年、待ち遠しくなるような会報を目指しているのですが、本号はいかがでしたでしょうか。今後のためにも、感想、ダメだし、何でも結構ですので、広報部員にお声かけいただければ幸いです。

岩　見　貴　史

会報の編集に携わって二年目となりました。会報では、普段お話することがなかなかない方の文章が読めたり、日頃私とはくだらない話しかしない（失礼）人が、実は立派なことを考えていたことがわかったりと、毎年新たな発見があります。

今回「福島県の現状と福島会の取り組み」という記事を、福島会副会長である小針先生から寄せていただきましたが、私がいきなり福島会の事務局に電話をかけて「被災地について原稿を書いてくれる先生はいませんか？」と尋ねたところ、小針先生が進んで原稿執筆を引き受けてくださったばかりか、「被災地のことを聞いてくれてありがとう」とおっしゃってくださり、感激しました。

くだけた記事も多いですが、会報でそんな先生方の熱い思いを少しでも伝えられれば幸いです。

上　田　浩　平

## 広報部名簿

| | | | |
|---|---|---|---|
| 広報部部長 | 西　脇　正　博 | 主　　事 | 堀　田　智　弘 |
| 広報部副部長 | 岩　城　寿　英 | 同 | 松　田　義　浩 |
| 主　　事 | 山　﨑　　綾 | 同 | 伊　藤　美也子 |
| 同 | 奥　田　雅　昭 | 同 | 石　田　光　廣 |
| 同 | 桝　中　祥　子 | 同 | 岩　見　貴　史 |
| 同 | 上　田　浩　平 | 同 | 武　田　則　昭 |

（国税局からのお知らせ）

# 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「e-Tax」のご案内

## ～平成24年分の申告から贈与税のe-Tax機能が追加になりました～

国税庁では、確定申告等における納税者の利便性の向上を図る観点から、国税庁ホームページにおいて、申告に必要な各種様式や手引などを掲載している他、路線価図の閲覧や所得税・贈与税の申告書などが作成できる「確定申告書等作成コーナー」を設けております。

特に「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って申告に必要な金額等を入力すると、税額などが自動的に計算されますので、ご自宅での申告書作成に便利なものとなっております。

なお、事前準備を行うことにより、e-Tax を利用して直接送信又は、作成した申告書等のデータを印刷して郵送等により提出することができます。

司法書士会会員の皆様におかれましても、不動産をお売りになられた方や贈与を受けられた方などに対して、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとする国税庁ホームページの利用を勧めていただきますよう、お願い申し上げます。

## 【実務参考図書のご案内】

相続開始時点を基準に選択できる事例集。事例と書式を大幅に見直した最新版！

### 旧民法・応急措置法から現行法
### 第4版 図解・相続登記事例集

河瀬敏雄（元京都地方法務局首席登記官）・小林良次（元京都地方法務局嵯峨出張所総務登記官）著
2013年1月刊　A5判　588頁　定価5,250円→特価4,730円

●旧民法・応急措置法から現行法に関する282事例を、わかりやすい図解とともに収録。
●各事例では、相続関係説明図、相続分・相続財産額の算出例、法的根拠を明示。
●随所に登記申請書や申立書などの記載例を掲載。

設立から機関設計、役員の選・解任、合併、解散に至るまでのあらゆる疑問を網羅！

### 法人登記　一発即答950問
### 一般社団法人・一般財団法人・公益法人

角野耕次（宇都宮地方法務局首席登記）著
2013年1月刊　A5判　376頁　定価3,675円→特価3,310円

●各設問につき、簡潔な適否・回答を収録。参照条文や参考文献も紹介。
●2013年11月30日が期限となっている特例民法法人から一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人への移行の手続についても対応。
●設立登記申請の際に役立つ、機関設計別に必要な添付書面をまとめた一覧表も収録。

中小法人の役員責任を、会社法の理論と実務から再分析。近時の動向にも対応。

### 会社法にみる
### 法人役員の責任
株式会社・一般社団法人・社会福祉法人・医療法人・学校法人・NPO法人・宗教法人・LLPの実務と判例

今川嘉文　著
2012年10月刊　A5判　616頁　定価5,565円→特価5,010円

●総論・事例解説・重要判例解説を多数収録。
　総論：8種類の法人についての役員責任論を解説。
　事例解説：頻出の30事例について検討。
　重要判例解説：中小法人の法人役員の責任に関する判例を58点収録。
●実務家に馴染み深い、会社法の視点から分析。●裁判資料・予防法務としても活用できる。

特別価格・送料無料
### FAX注文書
FAX 03-3953-2061
FAXの送信間違いには、十分ご注意ください。※商品のお届け方法は郵送となります。

| 書名 | | 特価(税込) | 部数 |
|---|---|---|---|
| 第4版 図解・相続登記事例集 | 40119 相例 | 4,730円 | 冊 |
| 法人登記　一発即答950問 | 40491 法答 | 3,310円 | 冊 |
| 会社法にみる法人役員の責任 | 40477 法人役員 | 5,010円 | 冊 |

| | | |
|---|---|---|
| フリガナ<br>お名前 | | |
| 事務所名 | | |
| ご住所 | 〒 | E-mail: |
| | TEL: | FAX: |

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内（刊行物のDM・アンケート調査など）以外の目的には利用いたしません。
202575

日本加除出版　〒171-8516　東京都豊島区南長崎3丁目16番6号　http://www.kajo.co.jp/
営業部　TEL(03)3953-5642　FAX(03)3953-2061　（価格は税込）

## オンライン申請をスピーディーに強力サポート！

## 【司Plazon】に全てお任せ下さい！

司Plazon

**不動産・商業・請求管理など、司法書士事務所様の円滑な業務をお手伝い致します。もちろんオンライン申請にも即時対応。2012年1月からの追加3手続きにも対応済み！！**

1. 「委託」による、権利・商業・裁判にまたがった関連事件の管理
2. 権利・商業・裁判にわたる2,000を超える事件名（定型書類）を装備
3. 不動産権利登記（登記識別情報連携機能追加）／商業登記／乙号オンライン申請対応済
4. 本人確認記録作成／管理（ゲートキーパー法対応）
5. 登記情報提供サービス連携（パスワード保持機能）及び登記情報（不動産・商業）反映機能

登記情報の面倒な
パスワード入力が
不要！！

SkyPDF CA EDITION V4

*SkyPDF CA EDITION V4　¥19, 740（税込）*

**司法書士電子証明書を使って簡単PDF化＋電子署名**

司法書士新電子証明書対応版（通常タイプ・セキュアタイプに対応）署名ソフト！
もちろん司法書士法人電子証明書にも対応しています。
PDF化・電子署名がこれ一つで可能です。
業務ソフト導入の有無に関わらず、ご利用いただけます。
「本人確認情報」へも電子証明してオンライン申請（職印証明書不要）

電子定款 は
これだけでOK！
Windows7(64bit)対応

●電子定款認証に対応●ICカード電子証明書に対応●オンライン申請環境に必要なPDF生成と表示機能
●複数PDFファイルの高速表示タブ機能●自動フォント埋込機能など

**■ オンライン申請お勧めセットも引き続き提供しております ■**

（詳細は弊社ホームページをご参照下さい。　http://elm-r.com/）

何から始めてよいのかも分からない…。そんな方は是非当社にご相談下さい。各事務所様にあった方法をご提案させて頂きます。

■お問合せ先■

**エルム登記システム株式会社**

TEL：06－6946－8866　FAX：06－6946－8860
URL：http://elm-r.com/　E-mail：info@elm-r.com

# 京都司法書士会会報 Vol.91

発行所　京都司法書士会　〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5 丁目 232 番地の 1
TEL　075-241-2666/FAX　075-222-0466
URL　http://siho-syosi.jp/
発行人　会長　森中勇雄　編集　京都司法書士会広報部　発行日　平成 25 年 3 月
印　刷　片岡印刷（株）　〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下る裏築地町 84
TEL 075-451-1010/ FAX 075-451-3399